

第2次豊橋市廃棄物総合計画 素案

令和2年11月

豊 橋 市

目 次

第1部 豊橋市廃棄物総合計画	
第1節 策定の趣旨	2
第2節 位置付け	3
第3節 計画期間	4
第4節 計画の体系	5
第5節 計画の推進	6
第2部 一般廃棄物処理基本計画	
計画の概要	8
〈ごみ処理部門〉	
第1章 現状の認識	10
第1節 主な取組内容	12
第2節 目標の達成状況	18
第3節 主な課題	22
第2章 基本方針と目標	25
第1節 基本方針	25
第2節 目標	27
第3章 基本方針に基づく基本施策	32
基本施策1 ごみ減量の推進	33
基本施策2 資源化の促進	36
基本施策3 安定的なごみ処理	39
基本施策4 災害廃棄物への即応力	43
基本施策5 三者の協働と適正処理の徹底	44
第4章 事業計画	48
〈生活排水処理部門〉	
第1章 現状の認識	52
第1節 主な取組内容	53
第2節 目標の達成状況	54
第3節 主な課題	57
第2章 基本方針と目標	58
第1節 基本方針	58
第2節 目標	58
第3章 基本方針に基づく基本施策	61
基本施策1 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進	62
基本施策2 凈化槽の適正管理の推進	63
第4章 事業計画	64

第3部 産業廃棄物処理基本計画

計画の概要	67
第1章 現状の認識	68
第1節 主な取組内容	73
第2節 目標の達成状況	76
第3節 主な課題	79
第2章 基本方針と目標	81
第1節 基本方針	81
第2節 目標	83
第3章 基本方針に基づく基本施策	88
基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	89
基本施策2 循環的利用の促進	90
基本施策3 優良な排出事業者・処理業者の育成	91
第4章 関係者の主な役割	93
第5章 事業計画	95

第1部 豊橋市廃棄物総合計画

第1節 策定の趣旨

本市は「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、530（ゴミゼロ）運動発祥の地として、環境に配慮したまちづくりを推進してきました。

一般廃棄物については、ごみの適正処理の推進を目的とした指定ごみ袋制度の導入や、資源の有効利用の推進を目的とした生ごみの分別収集とリサイクルの開始、地域資源回収の活性化、出前講座や説明会を通じた環境教育、焼却施設から発生するスラグの有効利用など、ごみの減量とリサイクルに努め、最終処分場の負荷軽減を図ってきました。

産業廃棄物については、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、市民・事業者と連携して、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

その結果、廃棄物の排出量は大きく減少し、リサイクル率も上昇するなど、良い傾向を示しています。

一方、国が推進する「持続可能な開発目標（SDGs）」において「廃棄物の発生を減らす」や「食品ロスを減らす」が目標達成のためのターゲットに位置付けられるなど、廃棄物に関する様々な課題に対して、地方自治体においても、さらなる積極的な取り組みが強く求められています。

また、SDGsを背景に世界的な潮流となっている、使い捨てプラスチックの削減や、わが国において深刻な課題となっている少子高齢社会の深刻化に対する取り組みも同様に求められています。

このような状況を踏まえ、本市における廃棄物の課題について、総合的かつ効果的に取り組むために、本市の廃棄物行政の方向性を示す「豊橋市廃棄物総合計画」を策定します。

第2節 位置付け

本市の最上位計画である「第6次豊橋市総合計画」では、基本理念「私たちがつくる 未来をつくる」を掲げ、その中で、目指すまちの姿として「自然と共生し、地球環境を大切にするまち」を目指すとしています。また、環境に関する上位計画である「第3次豊橋市環境基本計画」では、「効果的・効率的に資源を循環する」を環境目標のひとつに掲げ、環境施策を推進していくこととしています。

本計画は、これら上位計画の趣旨に沿うとともに、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「循環型社会形成推進基本法」を始めとした関係法令を踏まえた、廃棄物に関する総合的な方向を示す計画として位置付けられるものです。

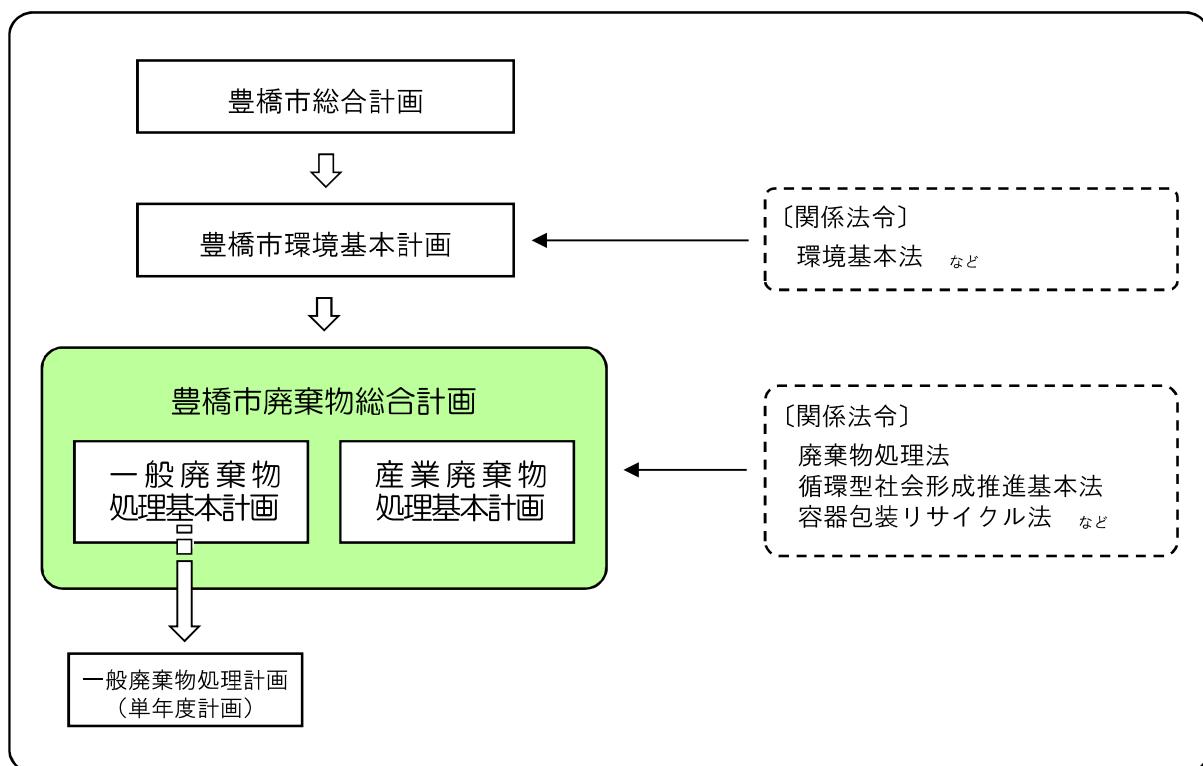


図 1-1:本計画の位置付け

なお、本計画の対象とする廃棄物は、次に示す一般廃棄物及び産業廃棄物です。

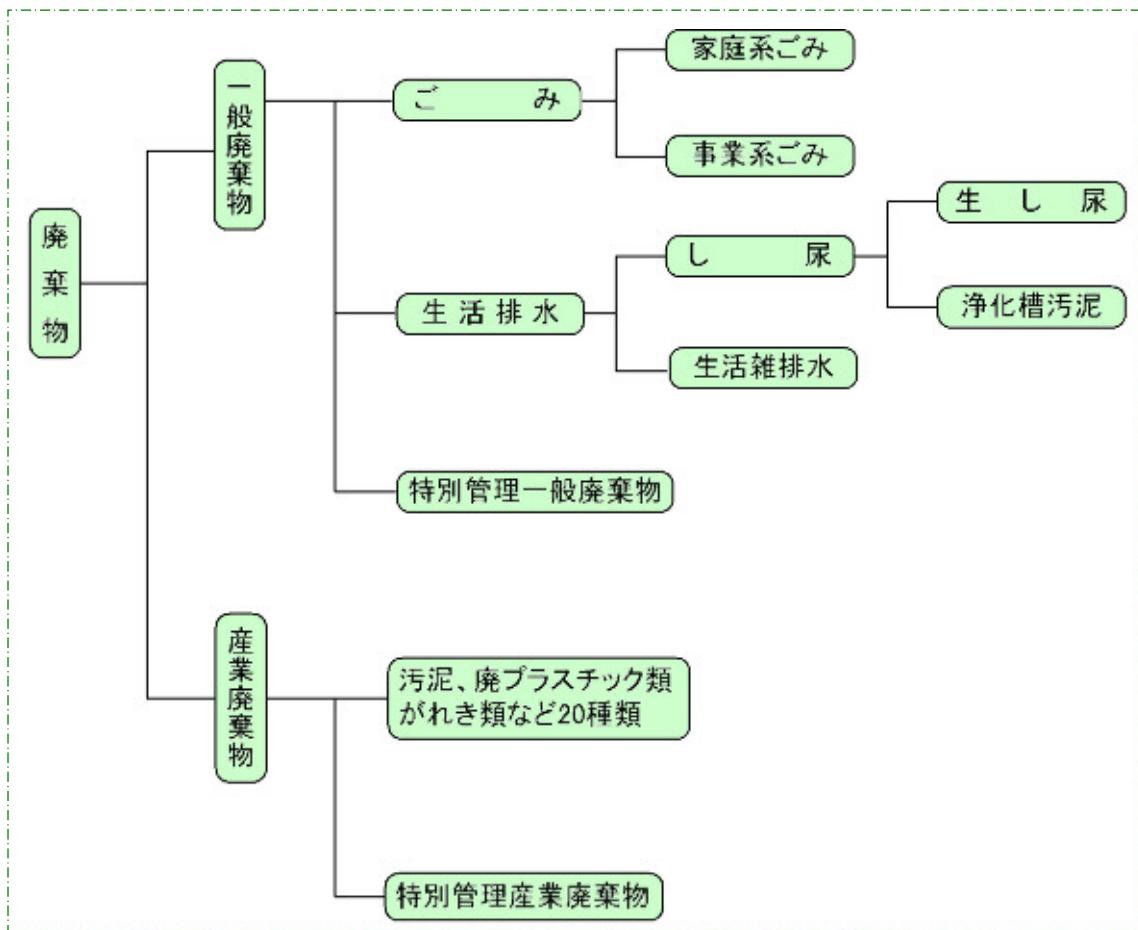


図 1-2: 本計画の対象とする廃棄物

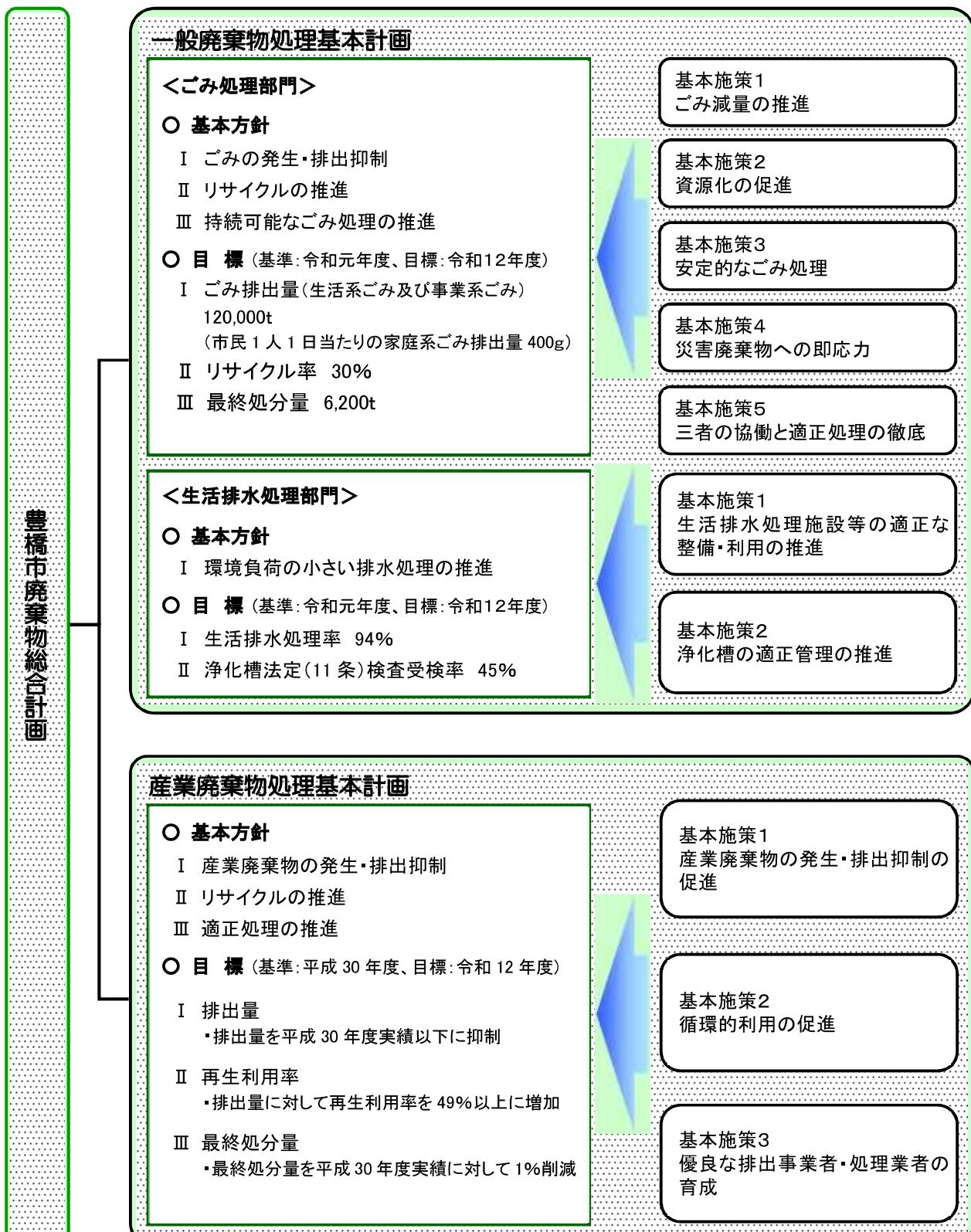
第3節 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし、概ね5年を目途に、計画全体を評価し、計画の進捗状況や社会状況の変化に応じて見直します。

第4節 計画の体系

本計画は一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画から構成されており、その体系を次に示します。

第2次豊橋市廃棄物総合計画の体系



第5節 計画の推進

5-1 推進方法

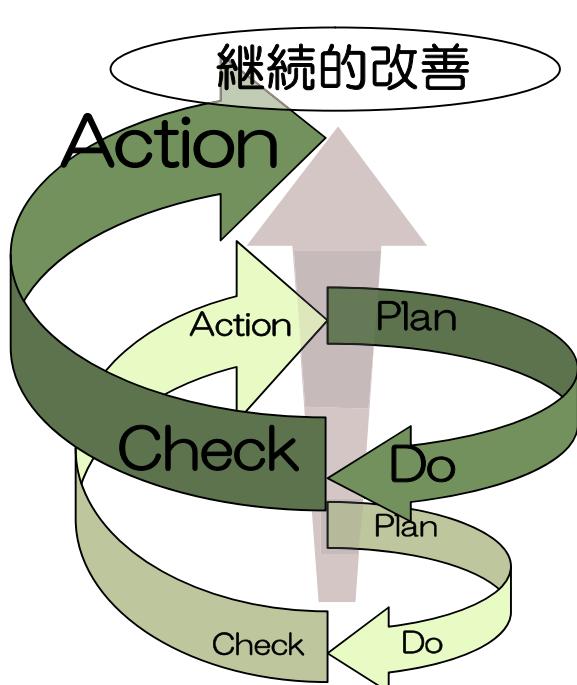
本計画に掲げた目標の達成に向けては、行政はもとより市民、事業者のなお一層の取り組みが必要です。そこで、廃棄物の適正処理を推進するとともに、発生抑制や再生利用の推進について、市民や事業者の理解・協力を求めながら行動を促していくこととします。

こうしたことから、本計画に掲げた基本施策の総合的かつ計画的な推進について「環境審議会」からの助言を得るとともに、「53O運動環境協議会」の活動を始めとする市民・事業者・行政による協働事業や「地域資源回収」を始めとする地域との協力を進め、さらに、市民、事業者などからの意見を反映し計画を推進します。

5-2 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を市民や事業者、関係団体などと共有し、連携を図りながら目標の達成を目指します。

また、それぞれの目標値や具体的な取組の進捗状況を隨時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を通じて、概ね5年を目処に計画全体の評価と見直しを行います。



Plan (計画)	豊橋市廃棄物総合計画において、目標を定めた計画を策定し、概ね5年を目処に改訂する。
Do (実行)	市民・事業者・行政のパートナーシップにより計画を推進する。
Check (点検・評価)	取組内容について点検・評価を行い、環境審議会などで目標に関して報告を行う。
Action (見直し)	定期的に取組内容を改善する。

第2部 一般廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物の処理について、基本的事項及び方針を定めたものです。

一般廃棄物処理基本計画

〈ごみ処理部門〉

●基本方針

- I ごみの発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 持続可能なごみ処理の推進

●目標（基準：令和元年度、目標：令和12年度）

- I ごみ排出量（生活系ごみ及び事業系ごみ） 120,000 t
(市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 400 g)
- II リサイクル率 30%
- III 最終処分量 6,200 t

●基本施策

- 1 ごみ減量の推進
- 2 資源化の促進
- 3 安定的なごみ処理
- 4 災害廃棄物への即応力
- 5 三者の協働と適正処理の徹底

〈生活排水処理部門〉

●基本方針

- I 環境負荷の小さい排水処理の推進

●目標（基準：令和元年度、目標：令和12年度）

- I 生活排水処理率 94%
- II 凈化槽法定（11条）検査受検率 45%

●基本施策

- 1 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進
- 2 凈化槽の適正管理の推進

〈ごみ処理部門〉

第1章 現状の認識

本市では、持続可能な循環型社会の実現を目指して、ごみの分別収集や資源回収拠点の設置、ごみ焼却施設における熱分解・高温燃焼溶融炉の導入、バイオマス資源としての生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の利活用などにより資源化量の拡大と環境負荷の少ないごみ処理を進め、ごみ減量やリサイクルの推進を図るとともに、指定ごみ袋制度の導入や不法投棄の監視などによるごみの適正処理の推進に努めてきました。

これまでの継続した取り組みにより、ごみの排出量と最終処分量は穏やかに減少し、リサイクル率は18%前後を保持していましたが、平成28年度以降の大きな制度の変更により、ごみの排出抑制が進み、排出量が大きく減少するとともに、リサイクルも進んだことでリサイクル率も上昇し、その結果として、最終処分量も大きく減少しました。

一方で、事業系ごみの排出量に長期的な変化が見られず、また、地域資源回収量の減少や、スラグと剪定枝チップの有効利用量の伸び悩みなどから、今後は平成27年度以前と同様の傾向を示すことが予想されます。

現状のまま推移した場合、将来のごみ排出量は令和12年度に約125,000t、リサイクル率は28.2%、最終処分量は約6,300tとなることが見込まれます。

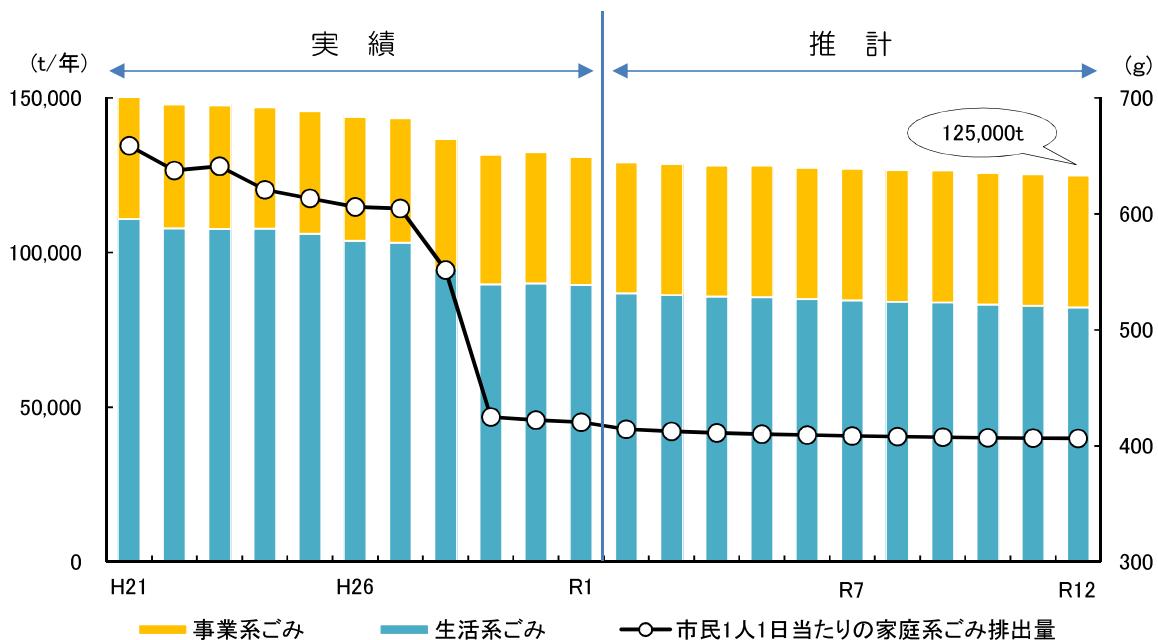


図2-1:ごみの排出状況の推移と推計

注1:生活系ごみ=家庭収集ごみ+家庭持ち込みごみ(530ごみ、リサイクルステーション等含む)+地域資源回収

注2:家庭系ごみ=生活系ごみのうち、資源として集めたものを除いたもの

注3:事業系ごみ=事業系一般廃棄物

注4:令和2年度以降の推計は過去の傾向が今後も継続することを前提に、平成26年度から令和元年度の実績を行いました。(以降、同じ)

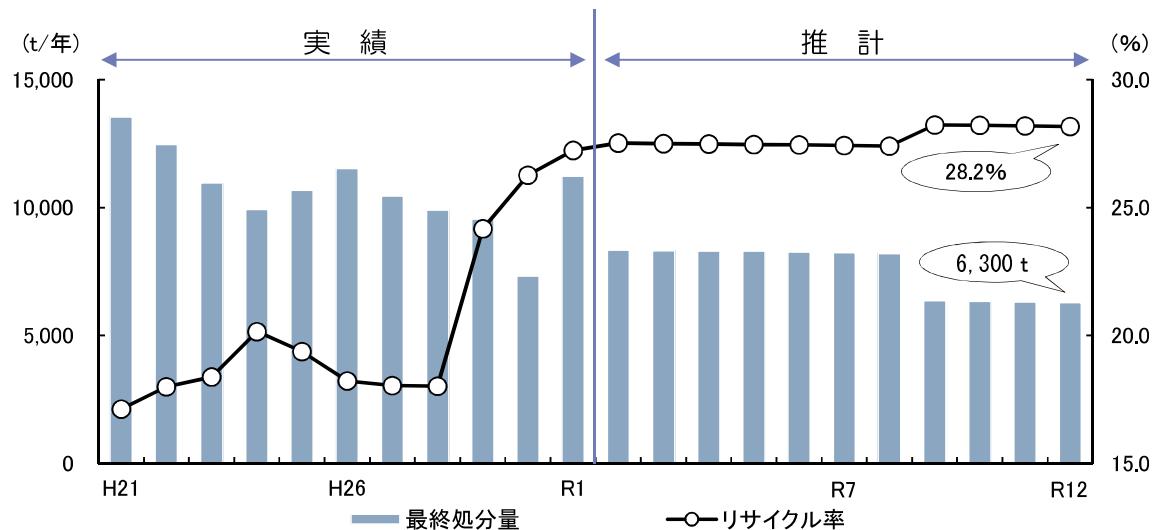
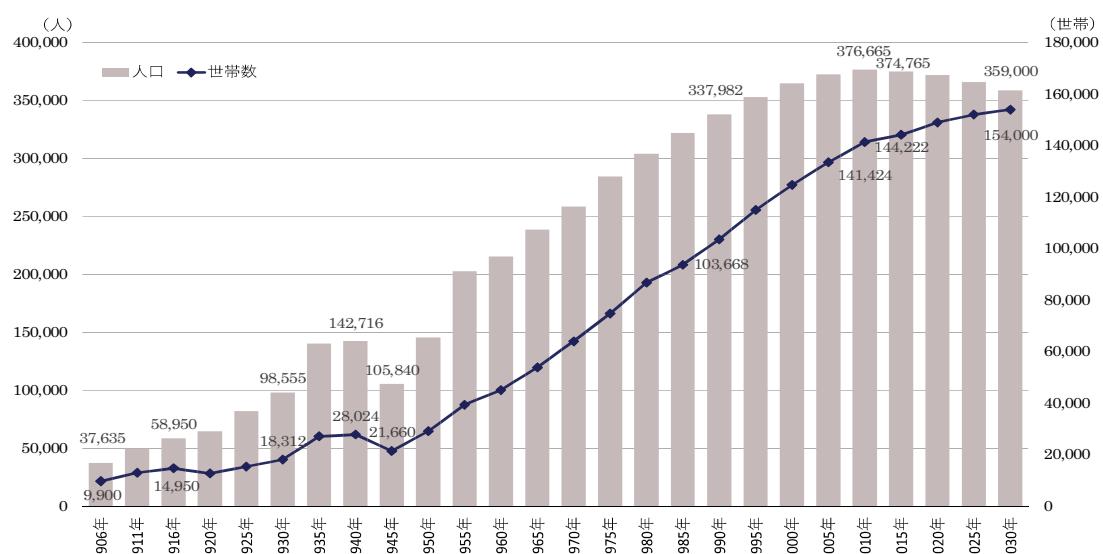


図 2-2:リサイクル率と最終処分量の推移と推計

参考

本市の人口は平成 22 (2010) 年に 376,665 人でピークとなり、平成 27 (2015) 年には 374,765 人となりました。

また、本市の自然動態といった人口変動の状況を踏まえ、令和 2 (2020) 年以降の将来人口を推計すると、計画の最終年である令和 12 (2030) 年に 359,000 人まで減少する見込みとなりました。



出典: 第6次豊橋市総合計画

第1節 主な取組内容

平成23年3月に策定し、平成28年3月に改訂した一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理部門）では、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、環境負荷の少ない廃棄物処理の三つを基本方針として、次のような内容に取り組みました。

1-1 ごみ減量の推進（基本施策1）

（1）530市民の育成

ごみの分別クイズをはじめとする幼児対象の環境教育や、ごみ収集車の操作体験を行う小学生対象の訪問授業などを通じて、本市のごみ処理の状況やごみ減量・リサイクルの啓発を行っています。

《令和元年度の実績》

- 幼児環境教育の実施 （53園、5,900人）
- 小学校への訪問授業 （52校、3,616人）
- 自治会等への出前講座の実施 （15件、783人）
- ごみ処理施設見学会の実施 （参加者 3,696人）

（2）ごみ減量への経済的手法の検討

学識経験者や市民、事業者などの委員からなる、豊橋市ごみ減量推進検討委員会（平成23年7月～平成25年1月、令和元年度）を設置し、レジ袋の有料化やごみステーションで収集される家庭ごみの有料化など経済的手法の検討を行いました。

その結果、有効利用されずに捨てられるレジ袋の削減や省資源・省エネルギーの推進のために、市の主導によるレジ袋有料化に取り組むことを求められました。

また、ごみステーションで収集される家庭ごみの有料化については、非常に効果的なごみ減量の手法であるものの、市民に経済的な負担を強いいるため、古紙の持ち出し機会の拡充など、他の施策や啓発を実施した後の最終手段として取り組むべきという提言がされました。

(3) 効果的な情報提供の推進

豊橋市ごみ減量推進検討委員会では、豊橋市が抱えるごみの問題や、市の取り組みについてのPRが不十分であると指摘されました。

これを受け市は、定期的な広報特集記事の掲載やごみ減量啓発チラシの全世帯配布、町自治会等を対象とした出前講座の実施などにより、ごみ減量とリサイクルの啓発に取り組んでいます。

《主な啓発》

- 広報とよはしへの定期的な特集記事の掲載（平成25年5月～）
- ごみ減量・リサイクル啓発チラシの全世帯配布（平成25年度～）
- 夏休みごみ処理施設見学会の開催（平成26年度～）
- アプリごみ出しメールサービス「さんあ～る」の開始（平成28年度～）
- 雑がみ分別お試し袋の配布（平成30年度～）

(4) 事業系廃棄物の減量・資源化の促進

事業系廃棄物の減量と資源化を促進するために、従来行ってきた減量計画書の提出とともに、平成26年度からは、事業活動により発生した再利用可能な古紙を無償で持ち込むことができる事業系古紙リサイクルヤードを、古紙回収事業者の協力の下で開始しました。

1-2 資源回収の促進（基本施策2）

（1）地域資源回収の活性化

本市では、平成2年度から地域資源回収団体奨励金制度を設けて、自治会や小中学校PTA等による自主的な資源回収の促進を図ってきました。

平成25年度には、新たにアルミ缶とスチール缶回収への従量制の奨励金を設けるとともに、奨励金交付の対象となる団体の枠を広げました。

平成26年度は、回収量の多い新聞・チラシの奨励金単価を引き上げました。

令和元年以降は、古紙の中でももやすごみに出されることが多い、雑がみに着目し、雑がみグランプリの開催による実施団体の意欲向上に取り組みました。

また、平成26年度以降、ごみステーションを活用した地域資源回収を紹介するなどして、実施団体の拡大に取り組んでいます。

《令和元年度の実績》

- 地域資源回収実施団体数 327 団体
- 資源回収量 6,759 t
- 奨励金額（資源1kgあたり）
古紙 5円 布類 5円 アルミ缶・スチール缶 10円

（2）資源ごみのステーション収集の検討

本市においては、新聞紙やダンボールなどの古紙は、地域資源回収やりサイクルステーションなどの資源回収拠点が主な持ち出し先となっており、ごみステーションなどでの定期的な収集は行っていません。

豊橋市ごみ減量推進検討委員会（令和元年度）では、地域資源回収の推進の他、古紙の持ち出し機会の拡充に向けた、行政としての取り組みを検討するよう提言がされました。

(3) 希少金属のリサイクル推進

本市では、従来から「こわすごみ」や「大きなごみ」として持ち出された家電製品を、中間処理施設でピックアップ（抜き取り）して、金属資源として再生事業者に売却していましたが、小型家電リサイクル法（平成25年4月1日施行）を受け、対象品目の拡大と収集拠点の拡充を図っています。

《令和元年度の実績》

- 資源化した小型家電量 269 t
- 回収拠点 18か所（市役所、窓口センター、図書館等の市施設）

(4) 剪定枝のリサイクル推進

平成24年度より、これまで資源化センターで焼却処理し、サーマルリサイクルしていた剪定枝をチップ化し、公園等の覆土材（マルチング）や堆肥の原料、家畜糞尿の水分調整剤として再利用しています。

《令和元年度の実績》

- 剪定枝資源化量 999 t

(5) 生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の有効活用

本市では、従来、もやすごみとして収集し、焼却処分していた生ごみを、資源として分別して収集し、し尿・浄化槽汚泥や下水道汚泥と併せてバイオマスとして発電等に利用するリサイクルを平成29年度に導入し、バイオマス資源としての生ごみの利活用を推進しています。

《令和元年度の実績》

- 資源化した生ごみ量 14,176 t（生活系生ごみ及び事業系生ごみ）
- 発電量 7,432,579 kWh

1-3 円滑な収集・運搬（基本施策3）

（1）資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策

ごみステーションやビンカンボックスからの資源物の持ち去りは、周辺の生活環境への悪影響や、近隣住民と持ち去り行為者とのトラブル等、様々な問題をもたらします。

市は、資源ごみの持ち去りを禁止する条例（平成25年10月施行）を定めて、罰則の適用も含めて持ち去り行為に対して注意喚起を行っています。

《令和元年度の実績》

- 指導回数 延べ110回、39人
- 告発件数 なし

（2）指定ごみ袋制度の導入

中身が見えない袋やダンボールを使ったごみ出しなどの、持ち出しルール違反によるごみステーションの乱雑化防止や、分別徹底の推進を目的とした指定ごみ袋制度を平成28年度から導入しました。また、平成27年度には、制度の導入に先立って、500回を超える地域説明会を実施しました。

1-4 環境負荷の少ない中間処理（基本施策4）

（1）広域ごみ処理への取り組み

ごみ処理における環境負荷の低減やリサイクルの効率化、ごみ処理コストの低減などに市域を越えて取り組むため、豊橋田原ごみ処理広域化計画を平成26年3月に策定し、環境影響評価の実施や、施設整備計画の策定など、ごみ処理施設の更新に合わせた、田原市との共同ごみ処理に向けた取組みを推進しています。

1-5 安定した最終処分（基本施策5）

（1）最終処分場周辺の環境対策

最終処分場から発生する浸出水及びガスについて、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた排出基準に適合するよう、周辺環境の保全を図っています。

1-6 三者の協働・環境への配慮（基本施策6）

（1）530運動の推進

本市では、毎年春と秋に全市一斉の地域清掃活動に取り組んでいます。自治会が行う清掃活動の他にも、530運動環境協議会が主となって、駅前や公園、干潟などで清掃活動（クリーンアップ大作戦）を行っています。

《令和元年度の実績》

- 530運動実践活動の参加団体 約700団体
- クリーンアップ大作戦 5回実施、1,410人参加

（2）市民参加型のイベント開催

530運動環境協議会の会員企業等が出展するイベント「530のまち環境フェスタ」や、市のごみ処理を親子で学ぶ「エコキッズサーキット」等のイベントを通じて、ごみ減量やリサイクルについての啓発を行っています。

また、「まちなか歩行者天国」や「豊橋まつり」など、他が主催するイベントへもブースを出展しました。

（3）次世代自動車の導入

ごみ収集における温室効果ガスの排出抑制と地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、地球にやさしい自動車であるハイブリッド収集車やクリーンディーゼル収集車への更新に取り組んでいます。

《令和元年度の導入状況》

- 収集車両（全66台中） 36台
- その他車両 1台（EV車）
- 平成23年度から令和元年度の延べ導入台数 38台

第2節 目標の達成状況

平成23年3月に策定し、平成28年3月に改訂した一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理部門）では、ごみの発生・排出抑制、リサイクルの推進、環境負荷の少ない廃棄物処理の三つを基本方針として、次のように目標を設定しました。

目標（基準：平成21年度、目標：令和2年度）

- I ごみ排出量（生活系ごみ^{*1}及び事業系ごみ）を12%削減
(生活系ごみ^{*1}については、市民1人1日当たりの排出量を10%削減)
- II リサイクル率を28%に引き上げ
- III 最終処分量を30%削減

この目標についての達成状況を次に示します。

表2-1:令和元年度における目標の達成状況

項目	平成21年度 実績(基準)	令和元年度 実績	令和2年度 (目標)
ごみ排出量 (生活系ごみ ^{*1} 及び事業系ごみ)	153,893t	130,925t 平成21年度比 14.9%削減	135,000t 平成21年度比 12%削減
市民1人1日当たりの生活系ごみ ^{*1} 排出量	790g	648g 平成21年度比 18.0%削減	709g 平成21年度比 10%削減
リサイクル率	17.1%	27.2%	28%
最終処分量	13,553t	11,228t ^{*2} 平成21年度比 17.2%削減	9,500t 平成21年度比 30%削減

*1:用語の定義を国に合わせるため、「家庭系ごみ」を「生活系ごみ」に修正しました。

*2:焼却施設の故障により仮埋め立てもやすごみの、掘り起こし・焼却処分による影響を含みます。

2-1 ごみ排出量

【目標】ごみ排出量（生活系ごみ及び事業系ごみ）を12%削減

生活系ごみについては、市民1人1日当たりの排出量を10%削減

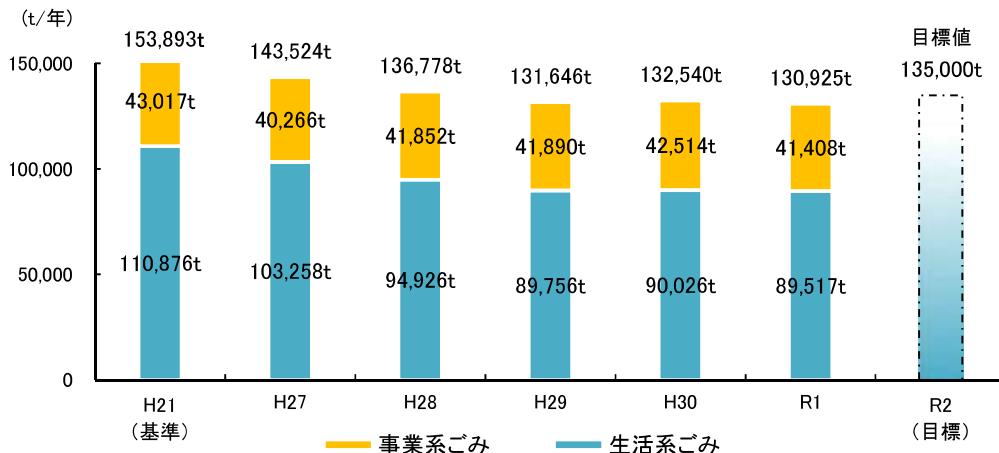


図2-3:ごみ排出量の推移

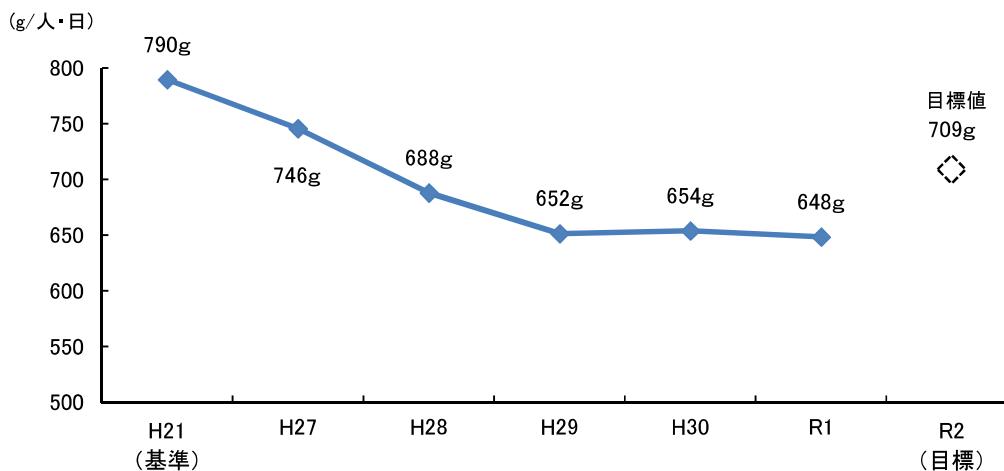


図2-4:市民1人1日当たりの生活系ごみ排出量の推移

令和元年度におけるごみの総排出量は130,925tで、平成21年度（基準年）に比べ14.9%減少しました。（生活系ごみ排出量：19.3%減少、事業系ごみ排出量：3.7%減少）
また、令和元年度における市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は648gで、平成21年度に比べて18.0%減少しました。

平成28年度以降の大幅な減少により、目標を上回るごみの減量を達成しました。

2-2 リサイクル率

【目標】リサイクル率を28%に引き上げ

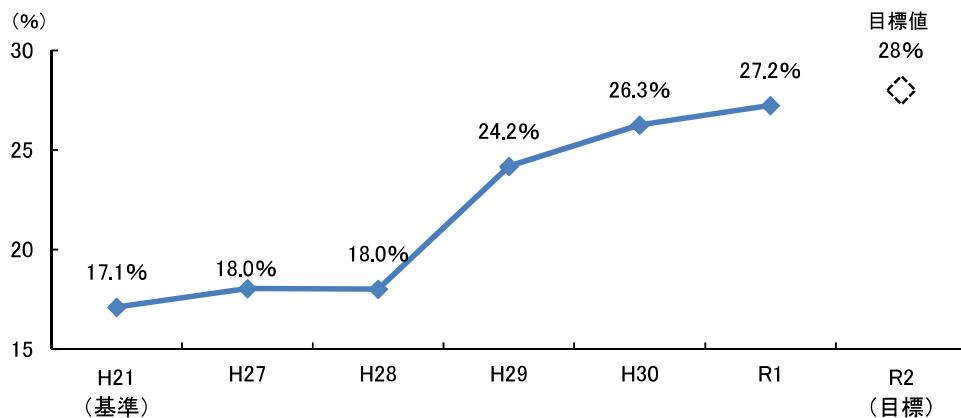


図 2-5:リサイクル率の推移

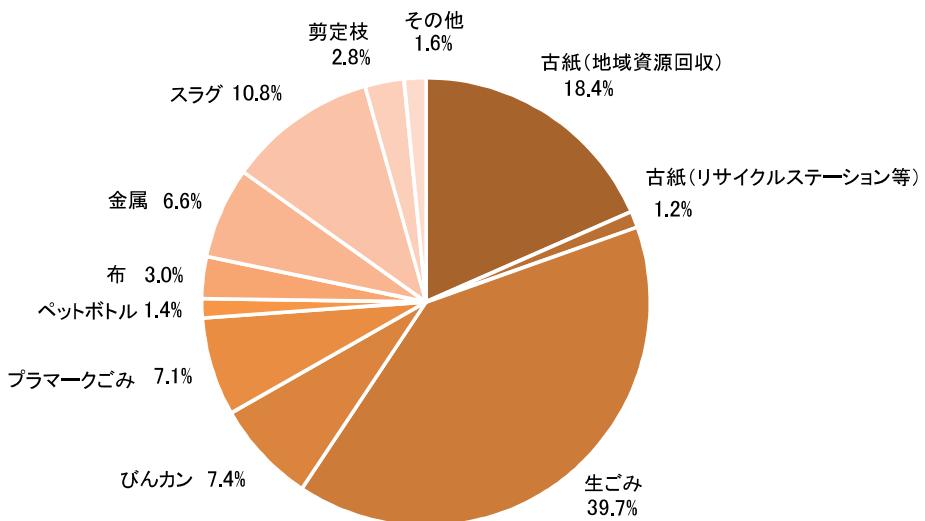


図 2-6:令和元年度の資源化量の内訳(総量 35,670t)

令和元年度におけるリサイクル率（ごみ排出量に対する資源化量の割合）は 27.2%で、
基準年である平成 21 年度と比べ 10.1 ポイント増加しました。
平成 29 年度から開始した、もやごみからの生ごみの分別収集と、バイオマス利活用セ
ンターでのリサイクルにより、これまで 18% 前後で推移していたリサイクル率が大幅に上
昇し、概ね目標を達成したと言えます。

2-3 最終処分量

【目標】最終処分量を30%削減

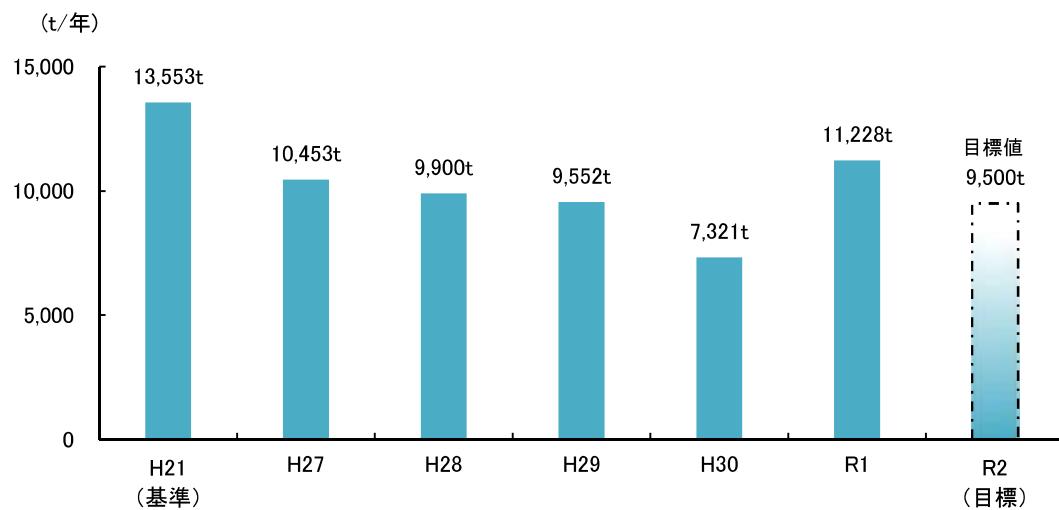


図 2-7: 最終処分量の推移

注 1: 平成30年度及び、令和元年度の最終処分量は、焼却施設の故障に伴うもやすごみの仮埋め立てと、仮埋め立てしたもやすごみの掘り起こし・焼却処分による影響を含みます。(以降、同じ)

令和元年度における最終処分量は 11,228 t で、基準年である平成 21 年度に比べて 17.2% 減少しました。しかしながら、令和元年度の最終処分量は、平成 30 年度の焼却施設の故障に伴って仮埋め立てしたもやすごみの掘り起こし・焼却処分による、最終処分量への影響を含んでおり、影響を含まない平成 29 年度の最終処分量 9,552 t と比べると、29.5% 減少しました。

大幅なごみの減量と、リサイクル率の上昇の結果として、最終処分量が大きく減少し、概ね目標を達成したと言えます。

第3節 主な課題

ごみの発生・排出抑制やリサイクルの推進については、本市のごみ排出量やリサイクル率が概ね目標に達するなど、良好な傾向にあります。

しかし、SDGs を背景とした、食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減に対する社会的関心の高まりを受け、これらの削減に向けた取り組みが必要です。

また、地域資源回収量の減少や、スラグと剪定枝チップの有効利用量の低迷など、リサイクルの推進に影を落とす傾向が見られる一方で、分別すればリサイクルできる古紙や生ごみなどの資源が、依然としてもやすごみとして排出されており、それらの分別とリサイクルに向けた取り組みが必要です。

ごみの処理については、持続可能なごみ処理の推進に向けた、適正処理の徹底、環境に配慮した収集の実施、老朽化が進む既存のごみ処理施設の適切な運転管理と環境負荷の少ない新たな施設への計画的な更新、最終処分場の延命などへの取り組みが必要です。

また、深刻化する少子高齢社会に対応した、福祉的要素を含んだごみ処理への取り組みや、激甚化する自然災害を背景にした、災害廃棄物への関心の高まりを受けた災害廃棄物への対応力の強化も求められています。

これらその他、これまであまり注目されることのなかった、ごみ処理にかかる経費について、市民への意識付けや、ごみの減量とリサイクルの推進の効果としてのごみ処理コストの抑制に取り組む必要があります。



ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品の損失を減少させる。



ゴール14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット 14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

出典：外務省ホームページ

図 2-8:持続可能な開発目標(SDGs)

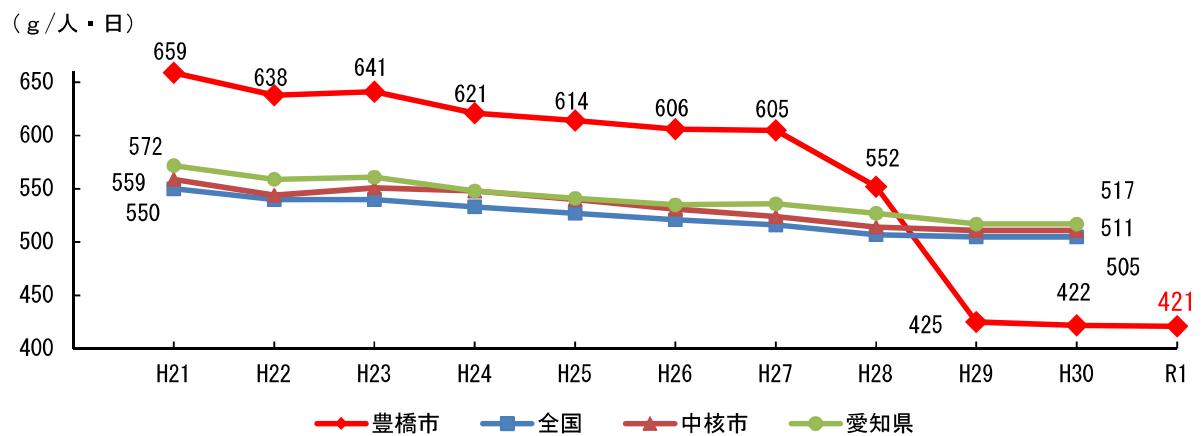


図 2-9:市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

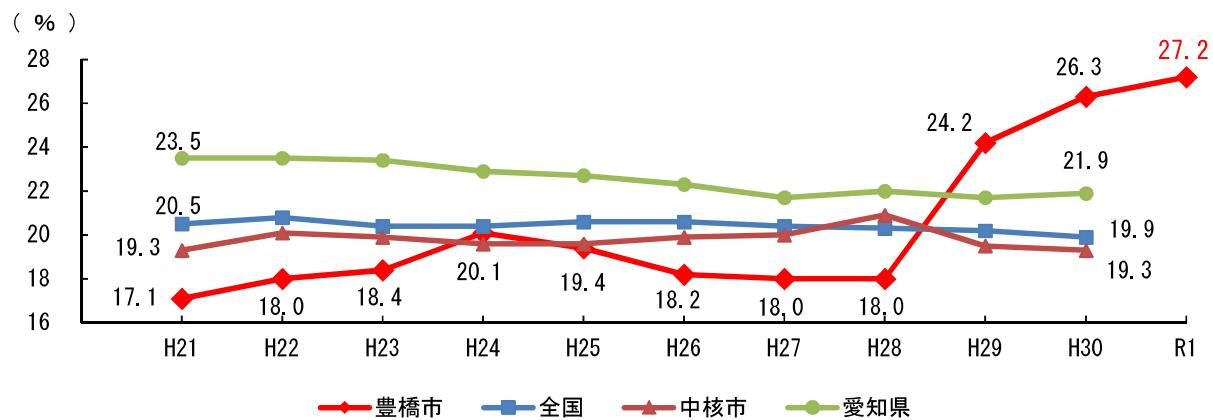


図 2-10:リサイクル率の推移

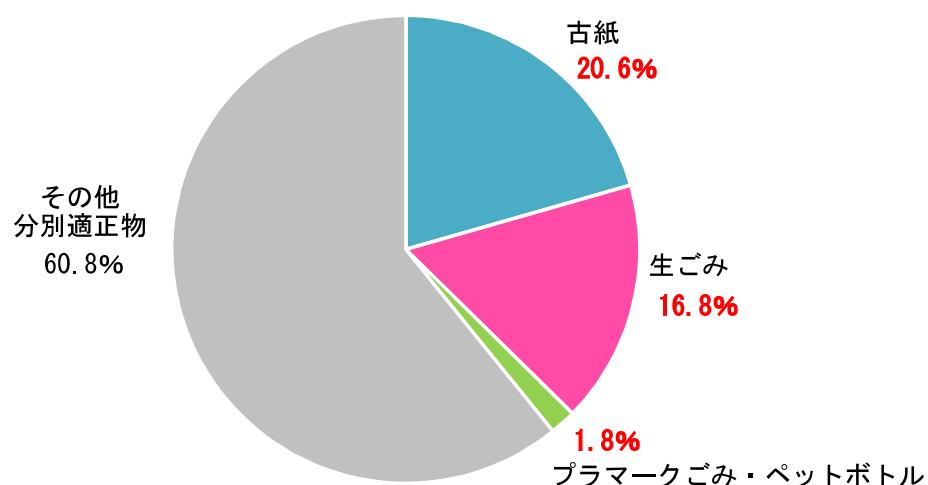
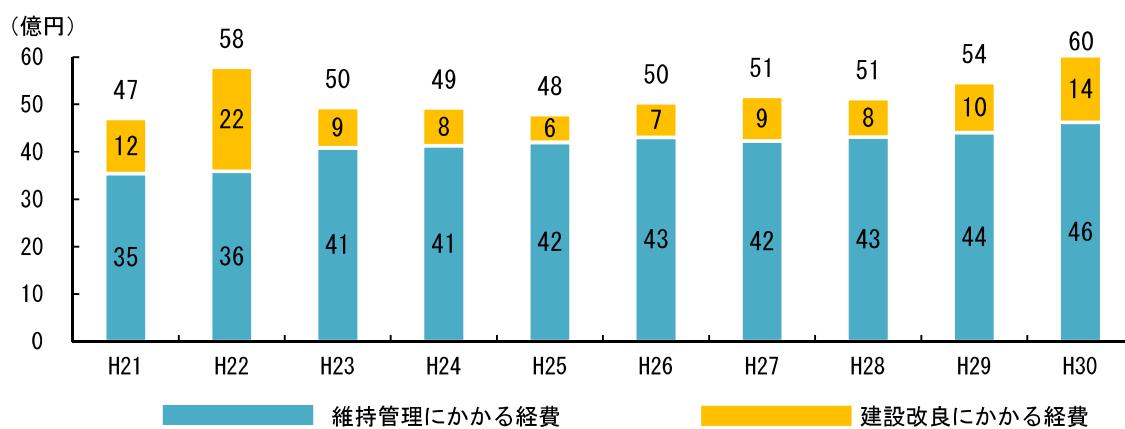


図 2-11:令和元年度もやすごみの分別状況

表 2-2: 平成21年度と直近5年間の資源化量

項目	H21	H27	H28	H29	H30	R1
古紙 (地域資源回収)	9,400t	7,934t	7,529t	7,022t	6,795t	6,565t
古紙 (リサイクルステーション等)	1,567t	763t	618t	544t	530t	424t
生ごみ	—	—	—	9,600t	13,955t	14,176t
びん・カン	3,993t	4,263t	4,293t	2,899t	2,761t	2,646t
プラスチック(資源)	2,705t	2,683t	2,365t	2,439t	1,874t	2,531t
ペットボトル	679t	554t	527t	503t	431t	495t
布	923t	862t	821t	873t	1,043t	1,075t
金属	2,285t	2,284t	2,002t	2,327t	2,369t	2,353t
スラグ利用量	4,550t	4,512t	4,401t	3,994t	3,233t	3,841t
剪定枝	—	1,783t	1,851t	1,327t	1,326t	999t
その他	145t	259t	240t	301t	492t	565t
資源化量合計	26,247t	25,897t	24,647t	31,829t	34,809t	35,670t

注1: 平成21年度は前計画の基準年です。



注1: 平成30年度の経費は、焼却施設の故障による影響を含みます。

第2章 基本方針と目標

第1節 基本方針

持続可能な循環型社会の実現に向けたごみの減量とリサイクルの推進は、食品ロスやプラスチックごみなどの世界共通の課題や、少子高齢社会などの日本特有の課題など、時勢によって生まれ、変化する課題に直面しても、変わることのない普遍的な価値であり、その意義は変わりません。

市民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化や時勢による社会状況の変化を的確にとらえ、行政としての柔軟な姿勢と市民・事業者・行政の協働のもと、ごみの発生から処分までの各段階において、従来の取り組みの徹底と、新たな取り組みへの挑戦が必要です。

そこで、ごみ処理における基本方針を次のとおり定めます。

＜基本方針＞

I ごみの発生・排出抑制

II リサイクルの推進

III 持続可能なごみ処理の推進

基本方針Ⅰ：ごみの発生・排出抑制

持続可能な循環型社会の実現には、第一に、資源を無駄にしないこと、つまりは出来る限りごみを出さないこと（リデュース・リユース）が必要です。市民・事業者の一人ひとりが資源とごみのつながりを意識して行動することで、ごみをできるだけ出さないまちづくりを目指します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

持続可能な循環型社会の実現には、第二に、ごみを出来る限り資源として再利用すること（リサイクル）が必要です。リサイクルを推進するためには、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割と責務を意識して行動するとともに、三者による適正な役割分担と、相互の連携・協働を図ることで、資源を有効活用するまちづくりを目指します。

基本方針Ⅲ：持続可能なごみ処理の推進

持続可能な循環型社会の実現には、第三に、ごみの処理における地球環境への影響をできる限り軽減することが必要です。

ごみの処理は地球温暖化の要因となる二酸化炭素をはじめとした、環境に負荷を与える物質が発生するだけでなく、多くのエネルギーを必要とします。また、ごみを埋め立てて最終的に処理する最終処分は、環境への負荷だけでなく、物理的限界があり、無尽蔵にはできません。

ごみ処理量の削減と、環境負荷の少ないごみ処理システムによる持続可能なごみ処理を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

- I ごみ排出量
- II リサイクル率
- III 最終処分量

2-1 ごみ排出量

本市におけるごみ全体の発生・排出抑制を評価する「ごみ排出量」を指標として採用します。また、市民一人ひとりのごみの減量と、分別に対する取り組みを評価する「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を、これを補助する指標として採用します。

これらの令和12年度における目標を次のとおり定めます。

目標

ごみ排出量（生活系ごみ及び事業系ごみ）120,000t

→ 市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 400g

注1：家庭系ごみ排出量は生活系ごみ排出量（家庭から排出された全てのごみの量）から、古紙や生ごみ、プラスチックごみなどの、資源として排出されたものを除いたごみの量です。

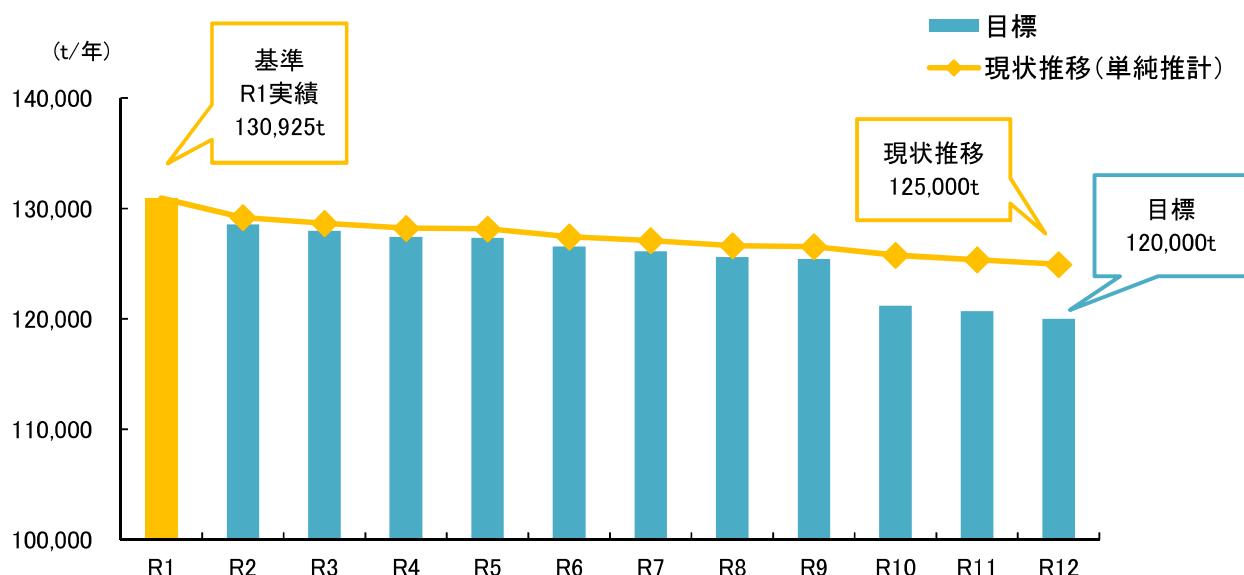


図2-13:ごみ排出量の推計と目標

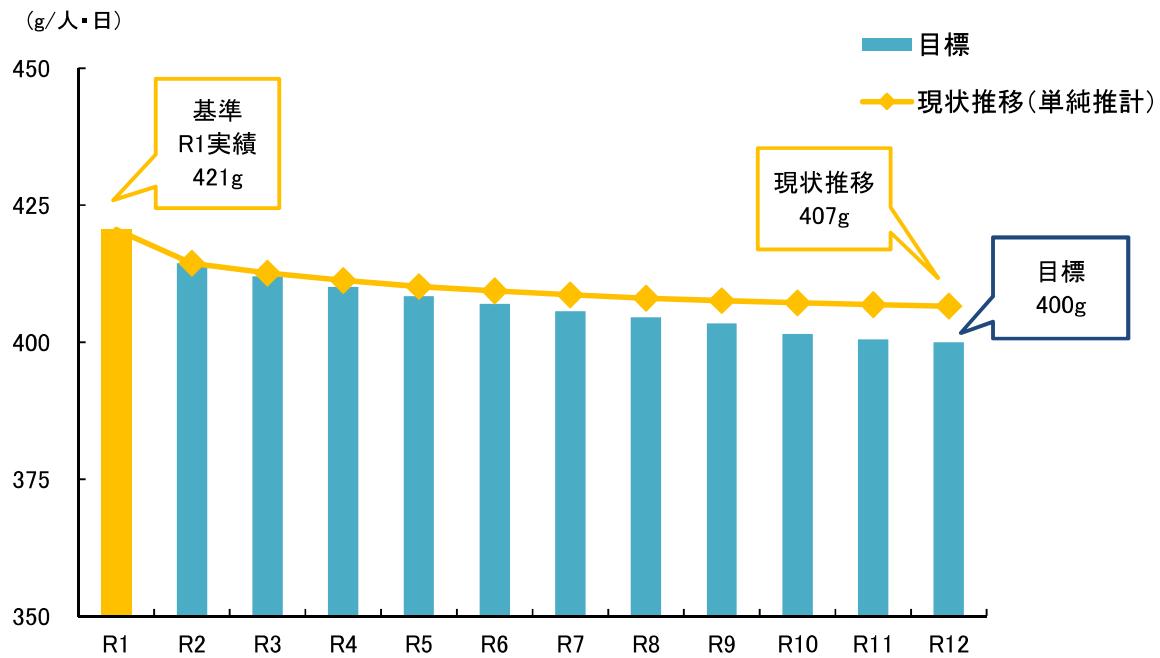


図 2-14:市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推計と目標

目標値設定の考え方

本市のごみ排出量は、平成 21 年度からの 10 年間で約 23,000 t 減少しました。現状のまま推移すると、令和 12 年度には令和元年度比で約 6,000 t 減の約 125,000 t 程度となることが予想されます。

しかしながら、循環型社会の形成と、ごみ処理経費の削減に向けて、更なるごみ減量に努める必要があります。

この考え方のもと、ごみ排出量の目標を 120,000 t、市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の目標を 400 g と定めます。

2-2 リサイクル率

本市におけるごみの循環利用を評価する「リサイクル率」を指標として採用します。

令和12年度における目標を次のとおり定めます。

目標

ごみのリサイクル率 30%

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ排出量}}$$

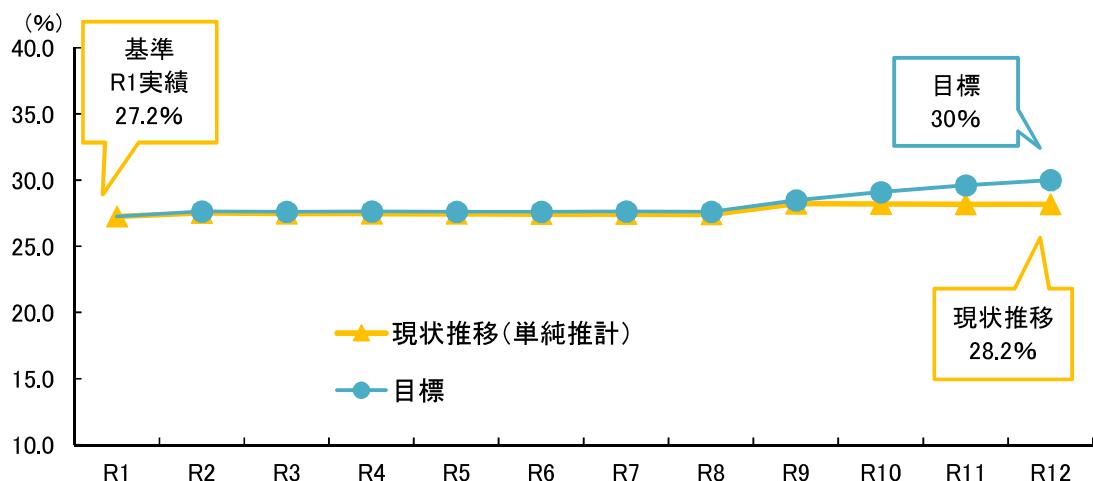


図 2-15:リサイクル率の推計と目標

目標値設定の考え方

本市のリサイクル率は、平成21年度からの10年間で約10ポイント上昇しました。現状のまま推移すると、令和12年度には令和元年度比で1.0ポイント増の28.2%となることが予想されます。

しかしながら、依然として分別すればリサイクルできる「古紙」や「生ごみ」といった資源が、もやごみとして、一定量排出されており、また、ごみの焼却・溶融により生産するスラグも、その全量は有効利用できていないことから、循環型社会の形成に向けて、更なるリサイクルの推進に努める必要があります。

この考えのもと、リサイクル率の目標を30%と定めます。

2-3 最終処分量

本市における、ごみの最終的な処分量を評価する「最終処分量」を指標として採用します。

令和12年度における目標を次のとおり定めます。

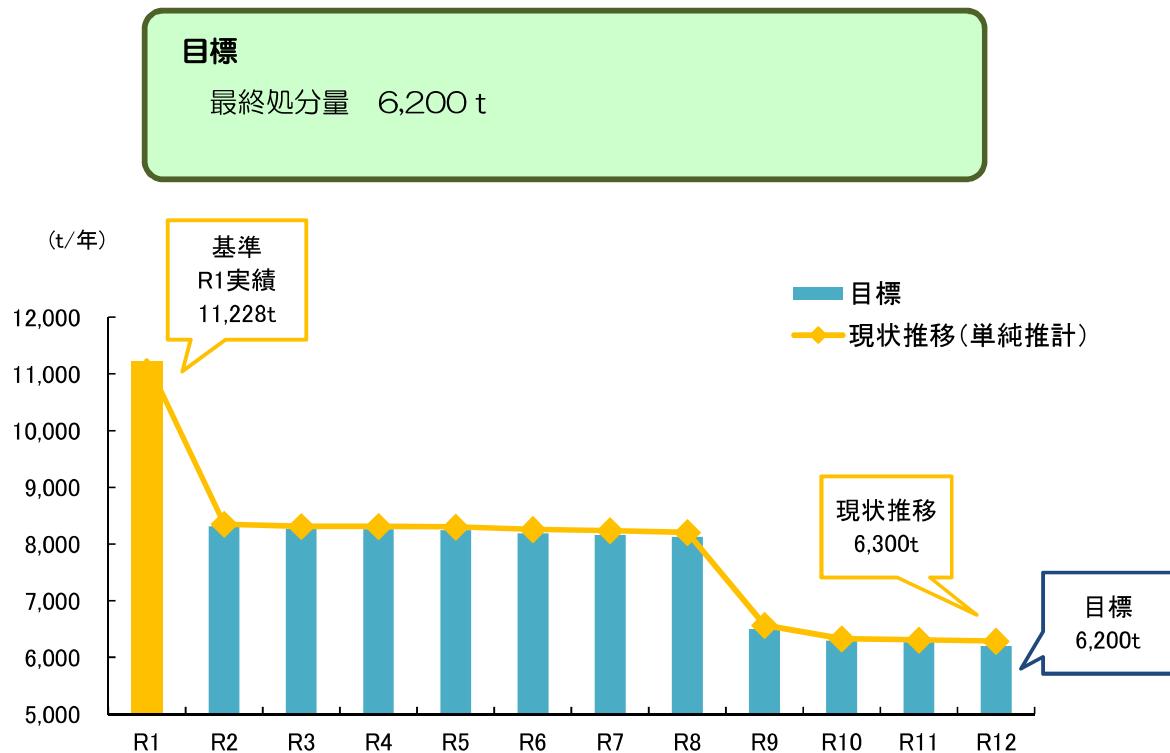


図 2-16: 最終処分量の推計と目標

目標値設定の考え方

本市の最終処分量は、平成21年度からの10年間で約2,300t減少しました。最終処分量は、焼却処分をはじめとした、ごみの中間処理の結果であり、ごみの排出量やリサイクル率が現状のまま推移すると、令和12年度には令和元年度比で約4,900t減の約6,300t程度となることが予想されます。

しかしながら、更なるごみの発生・排出抑制と、リサイクルの推進を達成することで、一層の最終処分量の削減につながります。

この考え方のもと、最終処分量の目標を6,200tと定めます。

2-4 目標値

目標値とそれに関連する数値を、次に示します。

表 2-3: 目標値とそれに関連する数値一覧

項目	令和元年度	令和12年度
	実績（基準）	目標値
ごみ排出量	130,925 t	120,000 t
生活系ごみ排出量	89,517 t	81,500 t
事業系ごみ排出量	41,408 t	38,500 t
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	421 g	400 g
リサイクル率	27.2%	30%
最終処分量	11,228 t	6,200 t

注1: 色付きの部分が目標値として設定した項目です。

参考：国及び愛知県の計画目標

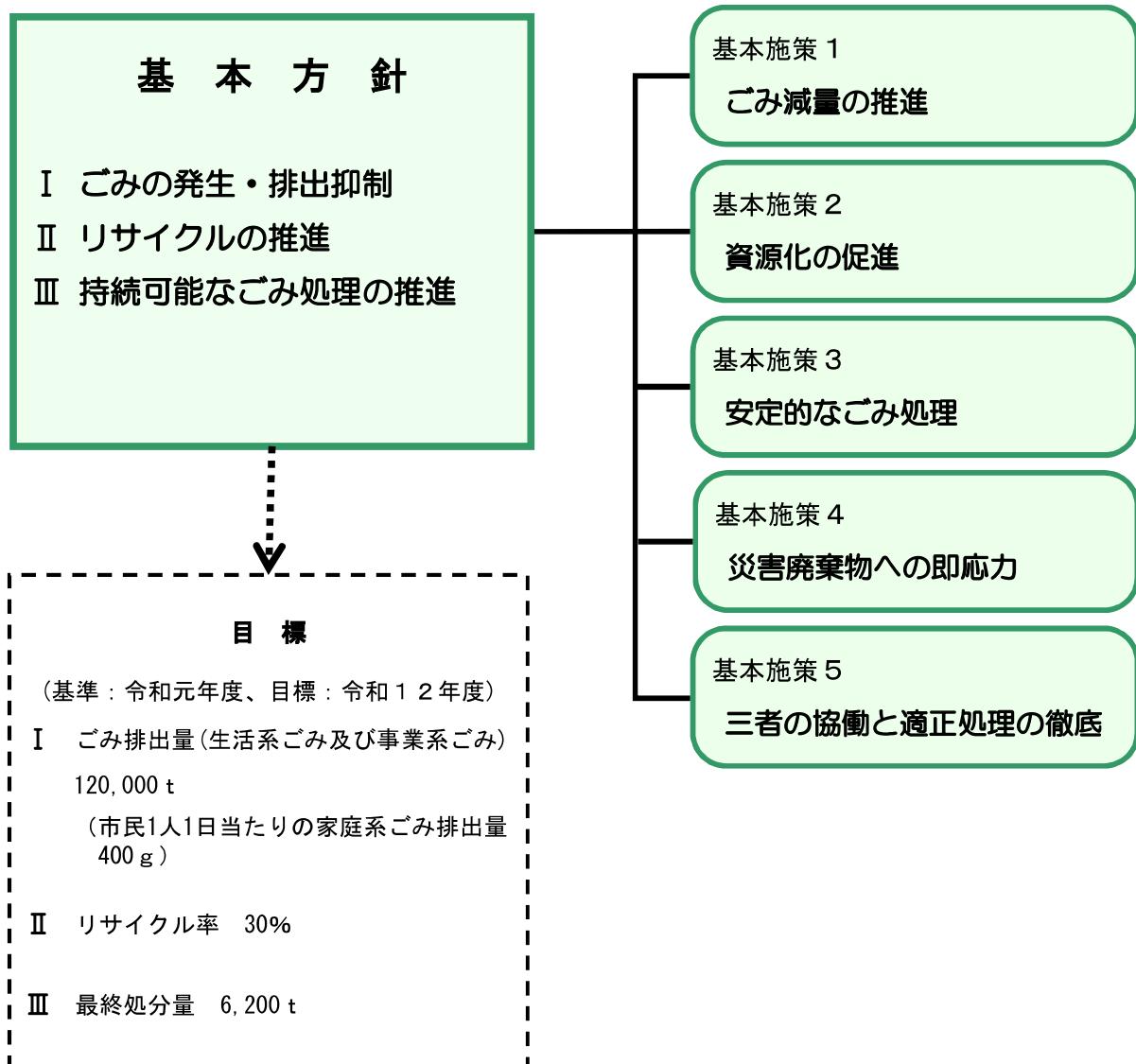
計画名	目標年度	目標
第四次循環型社会形成推進基本計画 *1	令和7年度	一般廃棄物の排出量 約3,800万t 1人1日当たりのごみ排出量 約850g 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約440g 事業系ごみ排出量 約1,100万t 一般廃棄物の出口側の循環利用率 約28% 一般廃棄物の最終処分量 約320万t
愛知県廃棄物処理計画	令和3年度 基準年：平成26年度	排出量（一般廃棄物） 約6%削減 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 約500g 再生利用量の割合 約23% 最終処分量 約7%削減

*1 循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定した計画(平成30年6月)

第3章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針を実現するための基本施策を次のとおり定め、今後の取組みを次に示します。

また、今後の取組みのうち重点的に取り組むものを、重点取組として位置付けます。



基本施策1 ごみ減量の推進

具体的な取組

・ 530市民の育成【重点取組】

出前講座や施設見学会などの環境教育の実施や、イベントや体験講座などの体験機会の提供を通じて、ごみの減量や分別、リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組みます。

- ① 幼児教育から高等教育までの切れ目ない環境教育の実施
- ② 自治会や市民団体などを対象とした出前講座の実施
- ③ ごみ処理施設見学会の実施
- ④ 530実践活動やイベント、体験講座の実施

・ 効果的な情報発信の推進

様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、アプリやSNSなど、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行います。

- ① 身近で出来るごみ減量やリサイクルに役立つ情報の発信
- ② ごみに無関心な市民も興味を持つような情報の発信
- ③ 市民がアクセスしやすい情報発信ツールの充実

・ ごみ処理コストの意識付け【重点取組】

ごみ処理に必要な経費の意識付けによる、ごみの減量・分別の徹底に向けた、市民の意識啓発を図るため、ごみ処理コストの情報発信に努めるとともに、既存制度の適正化と新たな経済的手法の導入の検討に取り組みます。

① ごみ処理経費の把握

国が示す一般廃棄物会計基準を活用した、詳細なごみ処理経費算出により、適正なごみ処理経費の把握に努め、事業全体の点検及び改善を図ります。

② ごみ処理経費の情報発信

ごみの処理にかかる費用をわかりやすく発信することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図ります。

③ ごみ収集・処理手数料の見直し

大きなごみの収集手数料や、事業所から発生するごみの処理手数料の、適正な料金設定に努めます。

④ 新たな経済的手法の検討

ごみステーションで収集される家庭ごみの有料化や資源化センターへ自己搬入される家庭ごみの有料化などを検討します。

・ 食品ロス削減の推進 ≪ 新規 / 重点取組 ≫

賞味・消費期限切れや、腐敗などの理由により捨てられる未利用食品や食べきれずに捨てられる食べ残しなどの食品ロスの削減を推進します。

① 食品ロスを出さない生活スタイルの普及推進

飲食店や家庭での食べきりや、冷蔵庫チェックで買い過ぎない、料理を作り過ぎないなど、食品ロスを出さない賢い生活スタイルの普及、定着に向けた、市民及び事業者への啓発に努めます。

② 教育、福祉など他分野との協力

教育分野における食育や、福祉分野におけるフードバンクなど、食品ロスの削減につながる活動に取り組む各団体に対する情報提供や情報発信の協力など、他の分野との連携を図ります。

・ **使い捨てプラスチックの削減の推進 ≪ 新規 / 重点取組 ≫**

プラスチックストローをはじめとした、1回の使用で使い捨てられてしまう、使い捨てプラスチックの削減を推進します。

① 使い捨てプラスチックを使わない生活スタイルの普及推進

詰替え商品を買う、プラスチックストローやスプーンなどの使い捨て食器はもらわない、マイバックやマイボトルを持ち歩くなど、使い捨てプラスチックを使わない、賢い生活スタイルの普及、定着に向けた、市民及び事業者への啓発に努めます。

② インセンティブを与える仕組みづくり

給水スポットの設置やマイバックシェアリングの実施など、使い捨てプラスチックを使わない行動にインセンティブを与える仕組みづくりに努めます。

・ **事業系ごみの減量の促進【重点取組】**

本市のごみ排出量の約3割を占める事業系ごみの発生抑制と資源化を促進し、ごみの減量を図ります。

① 事業系一般廃棄物の減量計画

一定規模以上の事業者に義務付けている「事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書」により、ごみの減量や再資源化への意識付けを促すことで、事業者によるごみの削減とリサイクルを促します。

② 古紙の分別・資源化の促進に向けた支援

事業系ごみのうち大きな割合を占める紙ごみについて、リサイクルの受け皿の確保や回収システムの構築による、紙ごみの資源化を通じたごみの減量を推進します。

③ 食品ロス削減の促進に向けた支援

食品ロスの削減に向けた取り組みや、情報を事業者へ提供するとともに、食品ロス削減に取り組む事業者にインセンティブを与える仕組みを検討することで、事業者への食品ロス削減に向けた取り組みの浸透に努めます。

④ 事業系ごみのコンサルティング

各事業者の状況に合った、ごみの減量や資源化方法の提案など、事業系ごみの減量・資源化に取り組む事業者の相談窓口としての支援について検討します。

⑤ 紙ごみの発生抑制の促進

書類の電子化など、事業者へのペーパーレス化の推進の働きかけに努め、紙ごみの発生抑制を図ります。

・ **事業者による自主回収の推進**

古紙や食品トレイ、モバイルバッテリーの店頭回収や消火器、エンジンオイルの引取回収など、製造・販売・流通業者が取り組む回収・リサイクルの活性化を促すために、市民への情報提供に努めます。

基本施策2 資源化の促進

具体的取組

・ 古紙のリサイクル推進【重点取組】

もやすごみの2割を占めるリサイクル可能な古紙について、資源としての分別徹底を呼びかけるとともに、持ち出し機会の拡充も含めたりサイクルシステム全体の充実による資源化の推進に努めます。

① 古紙分別の徹底と普及

市民の認知度が高い新聞や段ボールなどの古紙の分別徹底を図るとともに、認知度が低い雑がみの分別の普及に努めます。

② 情報発信の拡充

リサイクルステーションや古紙リサイクルヤード、民間事業者の自主回収拠点など古紙の回収場所の情報や、地域資源回収の実施情報など、古紙の持ち出し情報の積極的な発信に努め、市民が気軽に古紙を持ち出すことができる環境を整えることで、古紙の分別徹底を図ります。

また、世代の特徴に合った、適切な情報発信ツールによる発信に努めます。

③ 持ち出し機会の拡充

リサイクルステーション等での拠点回収を継続するとともに、地域資源回収や民間事業者の自主回収との連携による回収拠点の充実など、既存の古紙回収システムを補完する形での、古紙の持ち出し機会の確保に努めます。

・ 生ごみのリサイクル推進

厨芥類（生ごみ）を資源としてごみステーションで分別収集し、バイオマス資源として利活用する、生ごみリサイクルを推進します。

また、依然として、もやすごみとして持ち出される、食べ残しを始めとした厨芥類の、生ごみへの分別徹底を呼びかけ、生ごみの更なるリサイクル推進に努めます。

・ プラスチック資源のリサイクル推進【重点取組】

プラスチック製容器包装とPETボトルの再商品化を推進するため、分別徹底の呼びかけと、ごみステーションでの分別収集に取り組むとともに、効率的なリサイクルの推進に努めます。

また、プラスチック資源を取り巻く国内外の動向を注視し、プラスチック製品を含む全てのプラスチックのリサイクルに向けた、新たな取り組みの検討に努めます。

・ **布類のリサイクル推進**

ごみステーションでの分別収集とリサイクルステーション等での拠点回収による布類の資源化に努めるとともに、質の高いリサイクルに向けた適正分別の徹底に努めます。

また、地域資源回収や民間事業者の自主回収を呼びかけ、市民・事業者による活動の活性化に努めます。

・ **金属のリサイクル推進**

金属くずや小型家電の選別、回収に努め、金属のリサイクルを推進します。

① **希少金属のリサイクル**

こわすごみからの選別やリサイクルステーション等での拠点回収により回収した携帯電話やスマートフォンなどの小型家電の、小型家電リサイクル法に基づく資源化による、希少金属のリサイクル推進に努めます。

② **金属のリサイクル**

こわすごみ等から選別、回収した金属くずや、過去に埋め立て処分したごみの掘起しにより発掘した金属くずの資源化により、金属のリサイクル推進に努めます。

・ **焼却残渣のリサイクル推進**

焼却施設1・2号炉から発生するスラグの品質確保と安定供給に努めるとともに、事業者等への積極的な利用促進を図ります。

また、焼却施設3号炉から発生する主灰も、焼却施設1・2号炉を通じてスラグ化し、有効利用を図るなど、経済性も踏まえた効果的な焼却残渣の有効利用に努めます。

・ **剪定枝のリサイクル推進**

資源化センターに持ち込まれる剪定枝の資源化を図るため、安定した製品の供給と需要先の確保を図り、リサイクルを推進します。

・ **食用油のリサイクル推進**

家庭で不用になった食用油のリサイクルを目的に、リサイクルステーションでの回収を実施するとともに、市民に広くPRし、回収の促進を図ります。

・ 地域資源回収の活性化

地域住民の自主的な活動によるごみの資源化を推進するため、地域資源回収の活性化を図ります。

① 地域資源回収奨励金の交付

地域資源回収の実施団体に対して、古紙や布の回収量に応じた奨励金を交付しています。

交付対象品目や交付額など、地域資源回収の活性化を促す奨励金の在り方の検討を進めます。

② 効果的な資源回収方法の提案

ごみステーションを利用した回収や回収ボックスの貸し出しなど、効率的な回収方法の提案に努めるとともに、模範的な回収や、特徴的な回収など優良な事例の情報発信を通じた、各団体の意欲向上や優良な回収方法の浸透に努め、地域資源回収の活性化を図ります。

・ 資源の回収方法の最適化【重点取組】

ごみステーションやリサイクルステーション等の拠点での資源の回収方法について、ごみステーションで収集する頻度や、資源の種類、回収拠点の巡回方法など、市民の利便性や収集体系を含めた全体的な視点から検討し、資源の回収方法の最適化に努めます。

・ リユースの推進

壊れていないのにもかかわらず処分される家具などの不用品のリユースの推進を目的に、市民がリユースを体験できる機会を提供するとともに、市民自らが気軽にリユースに取り組むことができる仕組みづくりに努めます。

基本施策3 安定的なごみ処理

具体的取組

・ ごみ分別・持ち出しルールの検討

生活系ごみの分別・持ち出し方法について、ごみの性状の変化や、ごみ処理施設・収集体制の状況、社会状況の変化などを踏まえ、適切な方法を検討します。

・ 環境負荷の少ないごみ収集の推進【重点取組】

適正・円滑なごみの収集運搬に継続して取り組むとともに、社会状況の変化に応じた効果的なごみの収集に努め、環境にやさしいごみの収集を推進します。

① 適正・円滑なごみの収集

人口減少や生活様式の変化に伴うごみの量や質の変化などに応じた、ごみステーションの適正配置や収集体制の最適化など、変化に合わせた効率的なごみ収集の検討に努めます。

② 効率的なごみの収集

運転講習などを通じた能力の向上や、民間委託事業者への積極的な指導と研修の実施に取り組み、適正・円滑な収集運搬の保持に努めます。

③ 環境にやさしい自動車の導入

温室効果ガスの排出抑制を主軸とした環境負荷低減の一環として、ごみ収集車をはじめとしたごみ処理関連車両への、クリーンディーゼル車やハイブリッド車などの環境にやさしい次世代自動車の導入を推進します。

・ 超高齢社会に適応したごみの収集 ≪ 新規 / 重点取組 ≫

高齢者等世帯を対象としたふれあい収集の継続推進など、福祉的要素を含んだごみの収集に取り組み、福祉部局や地域とも連携したごみ処理の推進を図ります。

・ ごみ搬入車両の増加対策

資源化センターへごみを直接搬入する自家用車の増加による、日常的な周辺道路の渋滞の解消に向け、施設運営の見直しによる受入れ体制の円滑化や受入予約制度の導入などによる搬入車両台数の適正化に努め、受入れ方法の最適化を図ります。

・ **ごみ処理施設の適正管理**

国の基準より厳しい自主基準に基づく、既存のごみ処理施設の安全・安心な運転管理を徹底するとともに、老朽化が著しい既設施設の安定稼働を目的とした、適正な保守管理に努めます。

・ **最終処分場の延命化【重点取組】**

ごみの減容などによる最終処分量の削減や、過去に埋め立てたごみの掘り起こし・焼却処分による残余容量の回復に努め、最終処分場の延命化を図ります。

① ごみの減容

排出・収集・中間処理における最適な処理システムの検討による、最終処分場に搬入されるごみの減量・減容を図ります。

② 脱塩残渣の発生抑制

焼却施設の残渣として発生する脱塩残渣は埋め立て処分しています。更なる最終処分場の負荷軽減の観点から脱塩残渣の発生抑制を推進します。

③ 残余容量の回復

過去に埋め立て処理したごみを掘り起こし、プラスチック類などの可燃物や可燃物と金属の複合物などを選別して、焼却又は資源化することにより、最終処分場の残余容量の回復を図り、最終処分場の延命化に努めます。

・ **最終処分場周辺の環境対策**

最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。

また、埋立終了後も、施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めます。

・ 将来的な廃棄物処理施設整備の推進【重点取組】

焼却施設と粗大ごみ処理施設などを合わせたごみの総合処理施設として、昭和55年に供用開始した資源化センターは、焼却炉を更新した平成14年から約20年が経過し、施設全体の老朽化が著しく、また、その他のマテリアルリサイクル施設である資源リサイクルセンターなども、供用開始から約20年と、老朽化が進行しており、安定稼働に向けた保守管理と長寿命化も含めた計画的な施設整備が必要です。

環境への負荷が少なく、かつ、安全で安定した効果的な廃棄物処理の推進に向けて、将来を見据えた的確な廃棄物処理施設の整備に努めます。

① ごみ処理の広域化への取り組み

国の通知及び「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を踏まえて策定した豊橋田原ごみ処理広域化計画のもと、田原市とともに広域ごみ処理施設の整備事業を推進し、広域化によるごみ処理の効率化や環境負荷の低減に努めます。

また、愛知県の三河港港湾計画の中で位置付けられている広域廃棄物最終処分場について、情報収集に努めます。

② 焼却・粗大ごみ処理施設の整備

豊橋田原ごみ処理広域化計画のもと、地域住民の理解と協力を得ながら、環境負荷の少ない安全で安定した焼却・粗大ごみ処理施設の整備を推進します。

③ その他マテリアルリサイクル施設等の整備

必要な規模や場所、環境対策、事業費、処理システムなどの多様な短期的課題だけでなく、ICTやIoT、新しいリサイクルシステムなどの先進技術の導入といった、長期的課題も視野に、ごみの分別や収集方法も踏まえた、一体的な視点を持った施設整備を推進します。

・ バイオマス利活用の推進

生ごみや下水汚泥等のバイオマスをメタン発酵処理し、発生するバイオガスは再生可能エネルギーとして、発酵後の残渣は炭化燃料としてそれぞれ利用する、バイオマス利活用センターでのバイオマスの有効利用を引き続き推進します。

・ **サーマルリサイクルの推進**

焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電への利用やリサイクルなどへの熱源としての供給を通じて、サーマルリサイクルを推進します。

・ **適正処理困難物の適切な指定**

行政が収集・処理するうえで著しい支障がある「適正処理困難物」について、生活様式の変化により、家庭から排出されるごみの性質が日々多様化する実情を踏まえ、本市の収集・処理能力や民間処理の可能性などを考慮しながら、適切な品目指定に努めます。

・ **産業廃棄物処理の見直し**

資源化センターで処理している産業廃棄物（紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ）について、ごみ処理施設への負荷軽減と、ごみ処理原価負担の観点から、資源化センターでの産業廃棄物処理を見直します。

基本施策4 災害廃棄物への即応力

具体的取組

・ 計画及びマニュアル等の整備

災害廃棄物処理計画の適時改訂をはじめとした計画の適切な運用管理に努めるとともに、災害発生直後を想定した初動マニュアル等の整備を通じて、災害廃棄物への即応力の強化に努めます。

・ 県及び周辺市町村との連携

愛知県及び県内市町村だけでなく、県域を越えた様々な自治体との連携強化に努め、災害発生時における相互の協力体制の強化を図ります。

・ 廃棄物処理関係団体等との連携

廃棄物処理事業者やリース事業者など、多様な民間事業者との連携強化に努め、災害廃棄物処理への支援体制の強化を図ります。

・ 市民への周知啓発 < 新規 >

災害廃棄物処理に関する知識やルールを、市民の混乱を招かない範囲で、平時から周知啓発することで、災害発生時における円滑な市民理解の浸透を図ります。

・ 訓練の実施 < 新規 >

大規模災害発生時を想定した訓練に取り組み、災害廃棄物への対応力の強化に努めます。

・ 被災自治体の支援 < 新規 >

被災自治体への積極的な支援を通じて、被災経験自治体との連携強化に取り組むとともに、実務経験による知見の蓄積を通じた対応力の強化を図ります。

基本施策5 三者の協働と適正処理の徹底

具体的な取組

・ 市民・事業者・行政の連携強化【重点取組】

市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量の推進やリサイクル商品の利用促進などに努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標、目標を実現するための取り組みを設定し、市民に対して情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対して事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や支援などを、それぞれ行うことで、三者の連携強化に努めます。

・ 530運動の推進

「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、本市で生まれ、全国に広がった530運動を、530運動環境協議会との連携を主軸に、市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、ごみの散乱のない清潔な生活環境の実現と、530市民の育成を図ります。

・ 市民参加型のイベント開催

「530のまち環境フェスタ」を始めとした市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作ります。

・ 清掃指導員の活動支援

ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進します。

また、清掃指導員へのごみの現状などの情報提供や、特徴的な活動の紹介など、その役割を十分果たせるような仕組みを構築するとともに、清掃指導員の意識高揚とやりがいの創出に努めます。

・ ごみの発生抑制に取り組む事業者の支援

食品ロスの削減や使い捨てプラスチックの削減など、ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組む事業者をホームページやアプリなどを通じて広くPRすることで、事業者のエコに対する取り組みを支援するとともに、市民の利用を推進します。

・ ごみの分別精度と持ち出しまナーの向上

ごみの分別と持ち出し状況の実態把握に努めるとともに、分別精度と持ち出しまナーの向上を図ります。

① ごみの排出状況調査

家庭から持ち出されたごみの組成分析調査などを通じて、ごみの分別と持ち出し状況の実態把握に努めます。

② 市民への広報啓発

家庭ごみの分別をわかりやすく説明するごみガイドブックの作成・配布や分別を補助するアプリの配信、ごみステーション立ち番などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼びかけ、分別精度と持ち出しまナーの向上を図ります。

また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底に努めるとともに、転入手続きをに合せた転入者への啓発に努めます。

・ 外国人市民への広報啓発の充実

言語や生活習慣が異なる外国人定住者に対し、外国語版ごみガイドブックの配布や、説明会、SNSなどを通してごみの適正な分別と持ち出しまナーの周知を行います。

また、外国人コミュニティーとのつながりがある各団体との連携に努め、情報発信の強化を図ります。

・ 指定ごみ袋制度の推進

中身が見えない袋やダンボール箱を使ったごみ出しなど、持ち出しまナー違反によるごみステーションの乱雑化防止を目的に導入した指定ごみ袋制度の周知徹底を図り、制度の安定した継続に努めます。

また、バイオプラスチックなどの新素材の普及や、需要の変化など、社会状況の変化を踏まえた、指定ごみ袋の規格の適正化に努めます。

・ **不適正持ち出しごみステーション対策**

ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するにあたってルールを守ることが必要とされる場所でもあります。

しかし、事業系ごみの持ち出しや、ごみ種ごとの分別や排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシやガイドブックの配布・各種業界団体への協力要請・ごみステーションにおける立番啓発などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。今後も各家庭や事業所へごみの排出に関するルールが守られるよう、広報などを通じてPR活動を行います。

・ **資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策**

ごみステーションの監視パトロールや、監視カメラの設置による、持ち去り行為の監視・指導を通じて、資源の持ち去り行為の抑制に努めます。

・ **不良な生活環境への対策 < 新規 >**

市民・団体・行政が協力した福祉的な働きかけによる、いわゆるごみ屋敷や草木の繁茂などの不良な生活環境の解消に努めます。

・ **家庭から出る再利用できない排土への対策**

家庭内等での再生利用を促している、土や石について、集合住宅などに居住し、再利用が難しい人の受け皿として、少量の排土について受け入れを行います。

・ 事業系ごみの適正処理の推進

事業者の意識啓発や指導による、適正な分別・排出を推進し、事業系ごみの適正処理の徹底を図ります。

① 事業系ごみの搬入検査の実施

資源化センターに搬入される事業系ごみの搬入検査を実施します。

また、再生利用できる古紙や生ごみの搬入規制など、規制の強化について検討を進めます。

② 適正処理の周知啓発

ごみステーションへの排出禁止など事業系ごみ処理の禁止事項や適正処理方法を記載した、「事業系ごみガイドブック」の事業者への配布や事業系ごみの処理に関する講習会の開催、各種業界団体への協力の要請を通じて、事業系ごみの分別や適正処理の徹底を図ります。また、事業系ごみの収集・処理状況などの現状把握を行い、適切な分別・持ち出し方法の検討を進めます。

・ 監視体制（パトロール）の徹底

排出者負担や拡大生産者責任という観点から、市民や事業者にリサイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においてはその認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフレットで適正な処理について呼びかけ、意識の向上を図るとともに、統合型GIS(地理システム)により不法投棄多発箇所を把握し、それを基に監視カメラや防止看板の設置、監視パトロールを行うことで、その抑制に努めます。

・ 拡大生産者責任の推進

拡大生産者責任は、テレビや冷蔵庫のように、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方です。

ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、容器包装以外のプラスチック製品やリチウムイオン電池など、新たな素材・製品についても拡大生産者責任の適応をあらゆる機会を利用して国や産業界に働きかけていきます。

第4章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール	
			前期	後期
I. ごみの発生 ・排出抑制	1. ごみ減量の推進	530市民の育成	●	●
		効果的な情報発信の推進	○	○
		ごみ処理コストの意識付け	●	●
		食品ロス削減の推進 <新規>	●	●
		使い捨てプラスチックの削減の推進 <新規>	●	●
		事業系ごみの減量の促進	●	●
		事業者による自主回収の推進	○	○
II. リサイクルの推進	2. 資源化の促進	古紙のリサイクル推進	●	●
		生ごみのリサイクル推進	○	○
		プラスチック資源のリサイクル推進	●	●
		布類のリサイクル推進	○	○
		金属のリサイクル推進	○	○
		焼却残渣のリサイクル推進	○	○
		剪定枝のリサイクル推進	○	○
		食用油のリサイクル推進	○	○
		地域資源回収の活性化	○	○
		資源の回収方法の最適化	●	●
III. 持続可能な ごみ処理の 推進	3. 安定的な ごみ処理	リユースの推進	○	○
		ごみ分別・持ち出しルールの検討	○	○
		環境負荷の少ないごみ収集の推進	●	●
		超高齢社会に適応したごみの収集 <新規>	●	●
		ごみ搬入車両の増加対策	○	—
		ごみ処理施設の適正管理	○	○
		最終処分場の延命化	●	●
		最終処分場周辺の環境対策	○	○
		将来的な廃棄物処理施設整備の推進	●	●

注: ●は重点取組を示します。

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール		
			前期	後期	
I. ごみの発生 ・排出抑制	3. 安定的な ごみ処理	バイオマス利活用の推進	○	○	
		サーマルリサイクルの推進	○	○	
		適正処理困難物の適切な指定	○	○	
		産業廃棄物処理の見直し	○	—	
	4. 災害廃棄物への即応力	計画及びマニュアル等の整備	○	—	
		県及び周辺市町村との連携	○	○	
		廃棄物処理関係団体等との連携	○	○	
		市民への周知啓発 <新規>	○	○	
		訓練の実施 <新規>	○	○	
		被災自治体の支援 <新規>	○	○	
II. リサイクル の推進	5. 三者の協働と 適正処理の 徹底	市民・事業者・行政の連携強化	●	●	
		530運動の推進	○	○	
		市民参加型のイベント開催	○	○	
		清掃指導員の活動支援	○	○	
		ごみの発生抑制に取り組む事業者の支援	○	○	
		ごみの分別精度と持ち出しマナーの向上	○	○	
		外国人市民への広報啓発の充実	○	○	
		指定ごみ袋制度の推進	○	○	
		不適正持ち出しごみステーション対策	○	○	
		資源ごみの持ち去り（抜き取り）対策	○	○	
III. 持続可能な ごみ処理の 推進		不良な生活環境への対策 <新規>	○	○	
		家庭から出る再利用できない排土への対策	○	○	
		事業系ごみの適正処理の推進	○	○	
		監視体制（パトロール）の徹底	○	○	
		拡大生産者責任の推進	○	○	

注: ●は重点取組を示します。

〈生活排水処理部門〉

第1章 現状の認識

豊川や梅田川などが注ぐ三河湾は、知多半島と渥美半島に囲まれた波静かな内湾であり、古くから交通、物流の拠点として、また、魚介類等海産物の生産の場として地域の人に親しまれてきました。

しかしながら、三河湾は海水の交換が少ない閉鎖性水域であるため汚濁物質が蓄積しやすく、家庭からの生活排水などの流入の影響を受けることで海水が富栄養化し、赤潮が発生する海域でもあります。

そのため、公共下水道や地域下水道の整備に併せ、下水道事業計画区域外については、し尿と生活雑排水を併せて処理ができ、下水道と同等の処理能力を有する合併処理浄化槽の整備を推進することで、水環境の保全や生活環境の改善、公衆衛生の向上に取り組んできました。

また、浄化槽が本来の処理性能を發揮し適正な汚水の処理の向上を図るために、法定検査をはじめとした維持管理が必要ですが、本市の法定検査の受検率は全国平均よりも低い状況であることから、浄化槽管理者に対して、法令で定められた清掃、保守点検、法定検査の必要性についての理解を広めるための啓発活動を行っています。

今後も、生活排水による環境に与える負荷を低減させるため、下水道処理区域においては、下水道への接続を引き続き促進していくとともに、下水道事業計画区域外においては、し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をより一層推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を徹底していくことが必要となっています。

第1節 主な取組内容

平成23年3月に策定し、平成28年3月に改訂した一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理部門）では、適正な水処理の推進を基本方針として、次のような内容に取り組みました。

1-1 適正な水処理の推進（基本施策）

（1）合併処理浄化槽への転換の推進

本市では、平成22年度までは新築、増改築に伴う合併処理浄化槽設置の場合においても設置費の一部補助を実施していましたが、平成23年度からは、し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合のみを対象として、設置費及び単独処理浄化槽撤去費の一部補助を行っています。

平成28年度からは環境性能の高い環境配慮型合併処理浄化槽への転換のみを補助対象とし、補助金の交付を行ってきました。また、イベント時の周知や戸別訪問などにより、補助制度の紹介や、転換の推進についての啓発を行っています。

表 2-4:合併処理浄化槽設置費補助金交付基数

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
設置費 補助基数（基）	384 ※	425 ※	56	37	29	40	40	28	44	31	43
撤去費 補助基数（基）	36	31	47	17	16	29	20	13	23	24	8

※H21,H22 の設置費補助基数は新築、増改築等を含む。

- 下水道に関する取り組みは豊橋市汚水適正処理構想及び豊橋市上下水道ビジョン2021-2030に記載

第2節 目標の達成状況

平成23年3月に策定し、平成28年3月に改訂した一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理部門）では、適正な水処理の推進を基本方針として、次のように目標を設定しました。

目標（基準：平成21年度、目標：令和2年度）

IV 生活排水処理率を94%に引き上げ

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{集合処理人口※}^1 + \text{個別処理人口※}^2}{\text{総人口}}$$

※¹ 集合処理人口…公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等で排水処理をしている人口

※² 個別処理人口…合併処理浄化槽で排水処理をしている人口

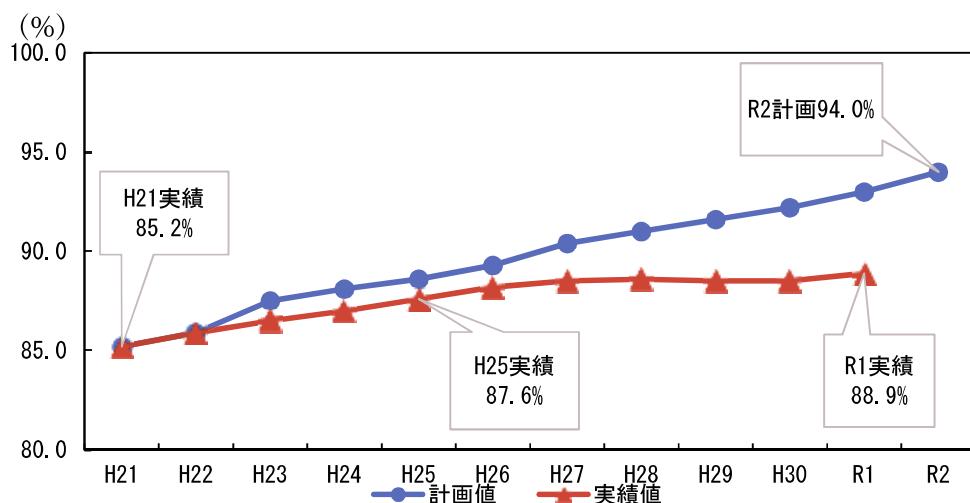


図2-17:生活排水処理率の推移(グラフ)

表2-5:生活排水処理率の推移(数値)

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活排水 処理率 (%)	計画値	85.2	85.9	87.5	88.1	88.6	89.3	90.4	91.0	91.6	92.2	93.0	94.0
	実績値	85.2	85.9	86.5	87.0	87.6	88.2	88.5	88.6	88.5	88.5	88.9	-
差	0	0	1.0	1.1	1.0	1.1	1.9	2.4	3.1	3.7	4.1	-	

令和元年度の生活排水処理率は88.9%で、基準年である平成21年度に比べて3.7ポイント上昇しました。

生活排水処理率は年々上昇してきたものの、計画最終年である令和2年度末までには、目標を達成できない見込みです。

生活排水処理率は、総人口に占める集合処理人口と個別処理人口の比率ですが、令和元年度の集合処理人口の生活排水処理率は平成21年度の75.4%であるのに対し、令和元年度では77.5%であり、全体では2.1ポイント上昇しており、計画値には達していないものの、概ね計画通り推移しています。

一方、個別処理人口の生活排水処理率は平成21年度9.9%であるのに対し、令和元年度では11.4%であり、全体では1.5ポイント上昇していますが、計画値には達していません。

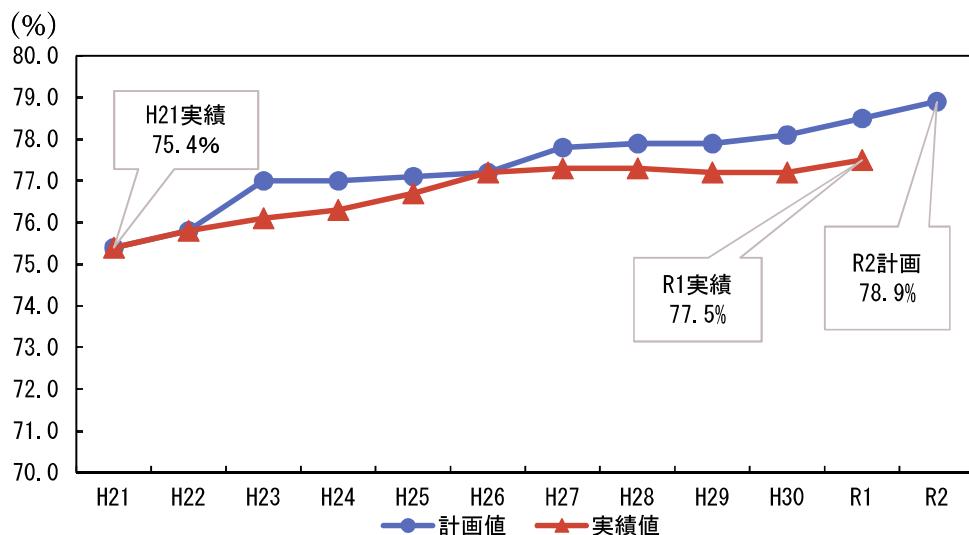


図2-18:集合処理人口の生活排水処理率の推移(グラフ)

表2-6:集合処理人口の生活排水処理率の推移(数値)

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活排水処理率 (%)	計画値	75.4	75.8	77.0	77.0	77.1	77.2	77.8	77.9	77.9	78.1	78.5	78.9
	実績値	75.4	75.8	76.1	76.3	76.7	77.2	77.3	77.3	77.2	77.2	77.5	-
差		○	○	0.9	0.7	0.4	○	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0	-

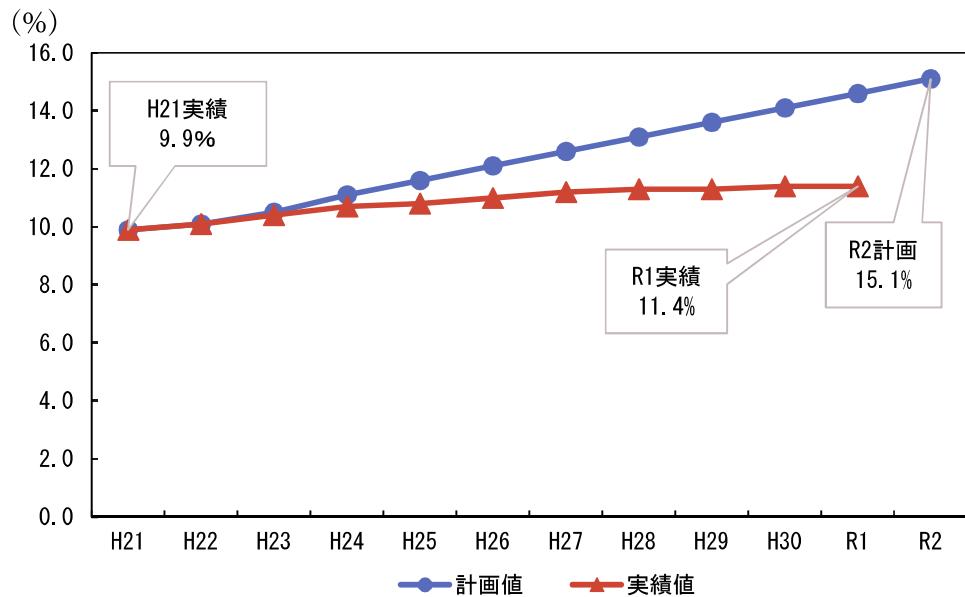


図 2-19: 個別処理人口の生活排水処理率の推移(グラフ)

表 2-7: 個別処理人口における生活排水処理率の推移(数値)

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
生活排水処理率 (%)	計画値	9.9	10.1	10.5	11.1	11.6	12.1	12.6	13.1	13.6	14.1	14.6	15.1
	実績値	9.9	10.1	10.4	10.7	10.8	11.0	11.2	11.3	11.3	11.4	11.4	-
差		0	0	0.1	0.4	0.8	1.1	1.4	1.8	2.3	2.7	3.2	-

第3節 主な課題

・ 生活排水に対する適正処理の推進

し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽では、台所やお風呂から出る生活雑排水が未処理のまま公共用海域に排出されるため、環境に大きな負荷を与えます。下水道処理区域においては下水道への着実な接続、下水道事業計画区域外においては生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要があります。

・ し尿及び浄化槽汚泥の円滑な処理体制の維持

人口の減少、下水道の普及を受けて、し尿排出量は減少傾向ですが、浄化槽汚泥の排出量は概ね横ばい傾向であり、合併処理浄化槽は今後も生活排水処理の重要な処理方法であり続けることから、汚泥の円滑な処理体制を維持する必要があります。

・ 浄化槽の清掃、保守点検、法定検査の確実な実施

清掃、保守点検、法定検査は、法令により実施が義務付けられており、浄化槽の機能を維持して汚水を適正に処理するために必要不可欠なものです。しかしながら、浄化槽管理者の多くがこれらの必要性を十分に認識できていおらず、適正な維持管理がなされないことにより悪臭が発生する等、生活環境・公衆衛生上の問題が生じています。



ゴール 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

ターゲット 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。

ターゲット 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。



ゴール 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

出典:外務省ホームページ

図 2-20:持続可能な開発目標(SDGs)

第2章 基本方針と目標

第1節 基本方針

本市の豊かで美しい自然環境を守るため、また、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等による集合処理と、合併処理浄化槽による個別処理の整備を進めることで、家庭から排出されたし尿・生活雑排水が適正に処理されるまちづくりを目指します。

そこで、生活排水処理部門における基本方針を次のとおり定めます。

＜基本方針＞

環境負荷の小さい排水処理の推進

第2節 目標

基本方針に基づき、次の2項目について目標を設定します。

- I 生活排水処理率
- II 凈化槽法定（11条）検査受検率

2-1 生活排水処理率

本市における、令和12年度の生活排水処理率の目標を次のとおり定めます。

目標

生活排水処理率 94%

$$\text{生活排水処理率} = \frac{\text{集合処理人口} + \text{個別処理人口}}{\text{総人口}}$$

表 2-8: 生活排水処理率の実績と目標

	令和元年度	令和12年度	
	実績	目標値	令和元年度比
生活排水処理率	88.9%	94.0%	5.1%引き上げ
うち集合処理人口	77.5%	79.8%	2.3%引き上げ
うち個別処理人口	11.4%	14.2%	2.8%引き上げ

目標値設定の考え方

本市においては、集合処理は豊橋市汚水適正処理構想、豊橋市上下水道ビジョンにより策定した計画に基づき整備を行い、集合処理による生活排水処理率を令和元年度実績の77.5%から令和12年度には79.8%までの向上を目指します。一方、個別処理については、既設のし尿汲み取り槽や単独処理浄化槽の管理者に対し、合併処理浄化槽への転換を促進することで、個別処理による生活排水処理率を令和元年度の11.4%から令和12年度には14.2%までの向上を目指します。

この考え方のもと、それぞれの取り組みにより、令和12年度末までに生活排水処理率を94%まで引き上げることを目標とします。

2-2 净化槽法定（11条）検査受検率

本市における、令和12年度の浄化槽法定（11条）検査受検率の目標を次のとおり定めます。

目標

浄化槽法定（11条）検査受検率 45%

$$\text{受検率} = \frac{\text{当該年度 } 11 \text{ 条検査実施数}}{\text{当該年度末設置基數} - \text{当該年度新設基數} - \text{前年度新設基數} \times 11 \div 24}$$

表 2-9: 法定検査受検率の実績と目標

	令和元年度	令和12年度	
	実績	目標値	令和元年度比
法定検査（11条）受検率	32.0%	45.0%	13%引き上げ
（参考）全国	43.1%※		※全国、愛知県の実績は平成30年度末時点
（参考）愛知県	21.8%※		

目標値設定の考え方

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置であり、その機能を適切に発揮するためには、法令で浄化槽管理者の義務として定められている清掃、保守点検、法定検査を適正に実施する必要があります。しかしながら、本市の状況は、いずれの実施率も全国平均に達していない状況にあります。

清掃は、市の許可を受けた清掃業者により、年1回以上、槽内の清掃を行うとともに汚泥を処理するものです。

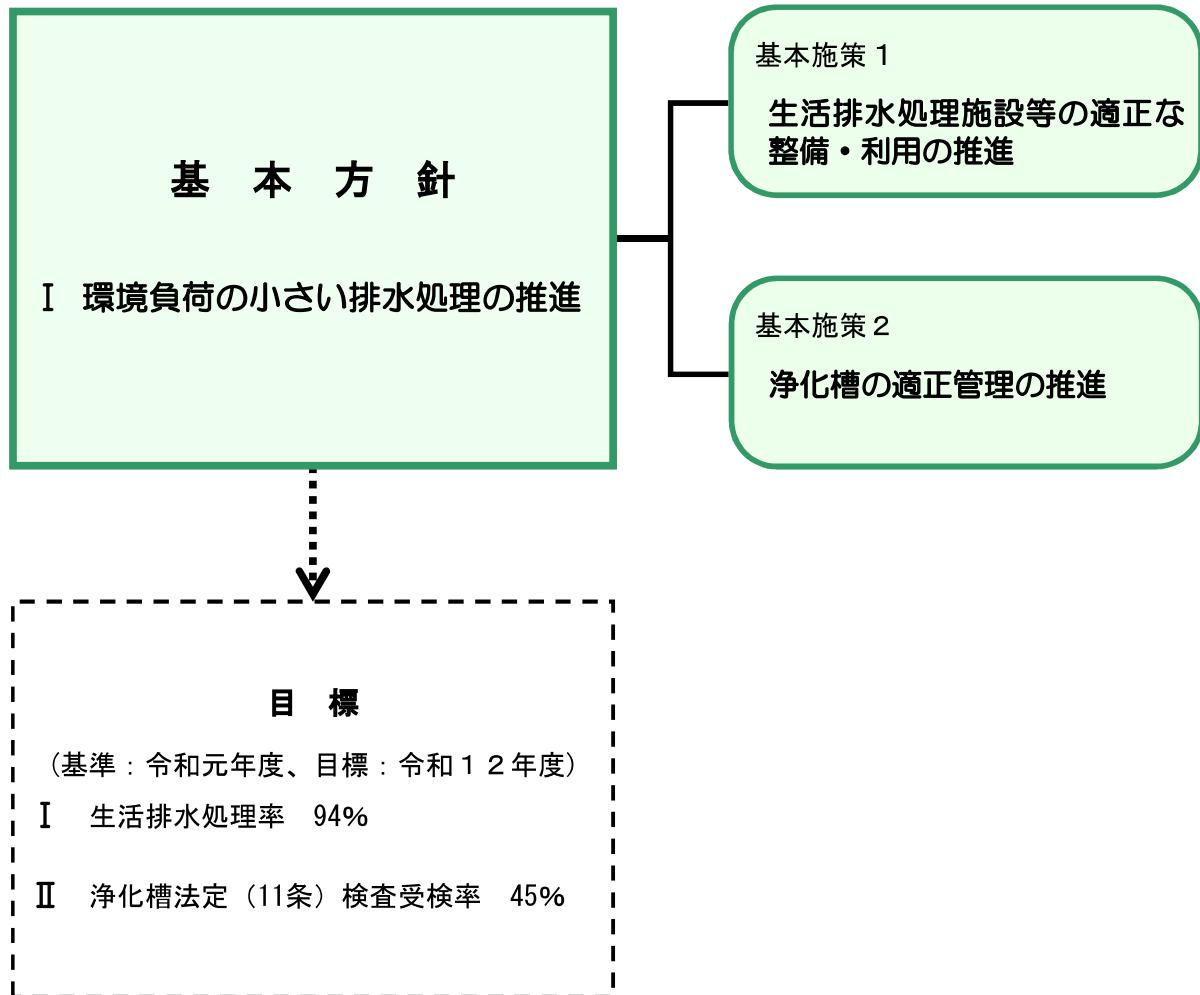
保守点検は、市の登録を受けた保守点検業者により浄化設備が適切に稼働しているかを確認するもので、本体や付属機器の点検・調整とともに、水の消毒薬の補充などを行います。

法定検査の実施率を向上させることは、浄化槽の状態を適切に把握することに繋がり、ひいては、清掃、保守点検の実施率向上にも繋がるものであります。

この考え方のもと、令和12年度までに浄化槽の法定検査受検率を平成30年度の全国の受検率平均である43.1%を上回る45%に引き上げることを目標とします。

第3章 基本方針に基づく基本施策

前章で掲げた基本方針に基づき、目標を達成するために次のとおり基本施策を定め、今後の取り組みを次に示します。



基本施策1 生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進

具体的取組

・ 下水道整備の推進【重点取組】

市街地における快適でうるおいのある生活環境の確保と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、下水道未普及地区の整備や施設の改築・更新を推進します。
※下水道整備の具体的取組については、豊橋市汚水適正処理構想（平成28年2月版）、
豊橋市上下水道局ビジョン2021-2030により示します。

・ 合併処理浄化槽への転換の推進【重点取組】

下水道事業計画区域外において、し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽を利用している管理者については、合併処理浄化槽への転換を一層促進します。

- ①設置費補助金による合併処理浄化槽への転換の促進
- ②戸別訪問等による浄化槽転換に関する啓発の強化

・ 下水道処理区域における下水道利用の推進【重点取組】

下水道処理区域において、し尿汲み取り槽及び単独処理浄化槽を利用している管理者については、下水道利用の推進を図ります。

- ①下水道への接続義務者に対する指導啓発の強化

・ 汚泥の資源活用の推進

バイオマス利活用センターに、下水汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみを集約し、メタン発酵させて発生したガスにより発電を行い電力会社に売電し、発酵後に残った汚泥は炭化燃料として利活用します。

・ し尿・浄化槽汚泥の処理体制の維持

現行の許可事業者9社（車両18台）による処理体制の維持を図ることで円滑な処理を進めます。

基本施策2 済化槽の適正管理の推進

具体的取組

- ・ **済化槽台帳の再整備 < 新規 / 重点取組 >**

令和2年4月に施行された改正済化槽法により、済化槽台帳の作成、保管が義務付けられたことを契機として、台帳システムの整備をさらに進め、市内の済化槽の設置状況や維持管理状況等を適切に把握できるように取り組みを行います。

- ・ **済化槽管理者へ適正管理の指導啓発 < 新規 / 重点取組 >**

済化槽管理者に向けた済化槽の適正管理についての指導、助言、啓発を強化します。

指定検査機関、保守点検業登録業者、清掃業許可業者との連携を図り、済化槽の維持管理状況に関する情報を収集し、併せて済化槽管理者へ適正管理の指導等を行います。

第4章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール	
			前期	後期
環境負荷の小さい排水処理の推進	生活排水処理施設等の適正な整備・利用の推進	下水道整備の推進※	●	●
		合併処理浄化槽への転換の推進	●	●
		下水道処理区域における下水道利用の推進	●	●
		汚泥の資源活用の推進	○	○
		し尿・浄化槽汚泥の処理体制の維持	○	○
	浄化槽の適正管理の推進	浄化槽台帳の再整備 <新規>	●	○
		浄化槽管理者へ適正管理の指導啓発 <新規>	●	●

※下水道整備の具体的取組については、豊橋市汚水適正処理構想(平成28年2月版)、豊橋市上下水道局ビジョン2021-2030により示します。

注: ●は重点取組を示します。

第3部 産業廃棄物処理基本計画

計画の概要

本計画は、産業廃棄物行政を担う中核市として、本市の産業廃棄物の適正処理を推進するための基本的事項及び方針を定めたものです。

産業廃棄物処理基本計画

○ 基本方針

- I 産業廃棄物の発生・排出抑制
- II リサイクルの推進
- III 適正処理の推進

○ 目標（令和12年度において）

- I 排出量
 - ・排出量を平成30年度実績以下に抑制
- II 再生利用率
 - ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加
- III 最終処分量
 - ・最終処分量を平成30年度実績に対して1%削減

○ 基本施策

- 1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進
- 2 循環的利用の促進
- 3 優良な排出事業者・処理業者の育成

第1章 現状の認識

本市は、豊かで安心して暮らせる社会の構築に向け、事業者や市民と連携し産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取り組んできました。

これまでの取り組みにより、平成30年度実績では、排出量は約1,330,000t、再生利用率は46.6%となり、排出量の削減及び再生利用量の増加には一定の効果がありました。最終処分率は2.3%で概ね横ばいとなっています。

令和元年度に実施した産業廃棄物排出処理状況実態調査（平成30年度実績）により推計した産業廃棄物の排出量（表3-1、図3-1）及び種類別（表3-2、図3-2）・業種別（表3-3、図3-3）の排出量は以下に示すとおりです。排出量は令和7年度以降も減少し、令和12年度には約930,000tとなり、平成30年度実績と比べ約400,000t・約30%の減少となる見込みです。

また本市は、全国的に見ても農業が盛んな地域であり、特に畜産業から発生する動物のふん尿の排出量が多い特徴があります。このほか、製造業や電気・水道業などの特定の業種において、産業廃棄物の排出量が多いことから、その実情に合わせた取り組みが必要となります。

表 3-1:産業廃棄物の将来排出量などの推移

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		1,332.7	1,084.9	936.6
再生利用量		621.6	506.0	436.9
中間処理による減量化量		680.6	554.0	478.3
最終処分量		30.3	24.7	21.3
保管・その他量		0.2	0.1	0.1

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

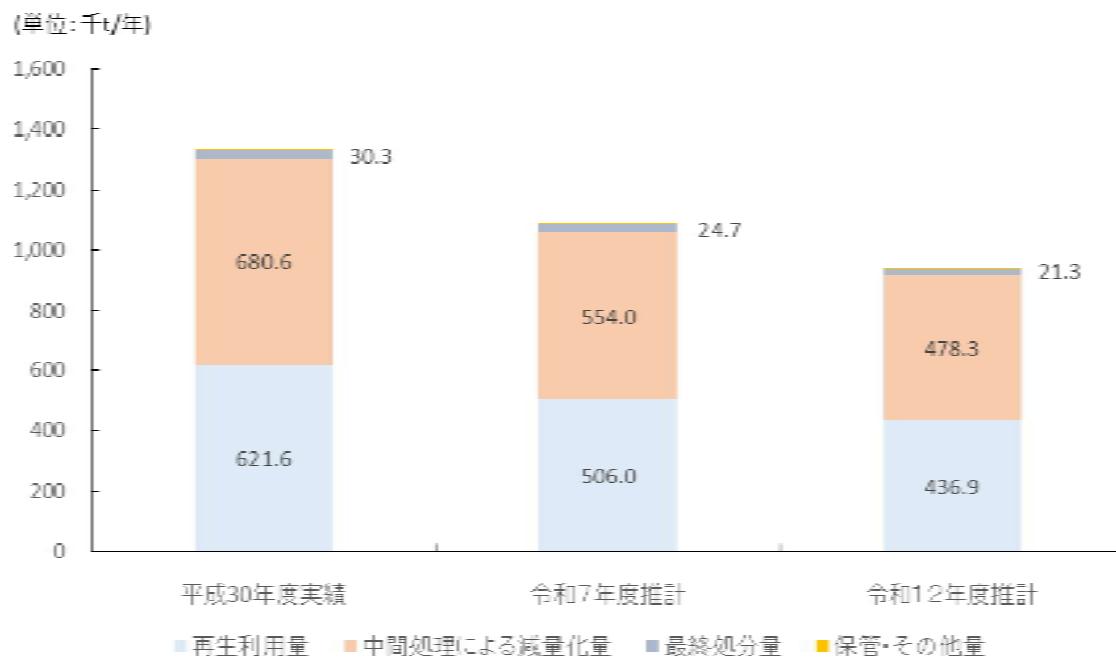


図 3-1:産業廃棄物の将来排出量などの推移

表 3-2:産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移

◎動物のふん尿

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		448.9	365.4	315.5
再生利用量		107.7	87.7	75.7
中間処理による減量化量		341.1	277.7	239.7
最終処分量		—	—	—
保管・その他量		—	—	—

◎汚泥

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		330.0	268.6	231.9
再生利用量		15.7	12.8	11.0
中間処理による減量化量		309.4	251.9	217.5
最終処分量		4.9	4.0	3.4
保管・その他量		0.0	0.0	0.0

◎がれき類

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		184.0	149.8	129.3
再生利用量		175.3	142.7	123.2
中間処理による減量化量		0.2	0.2	0.1
最終処分量		8.5	6.9	6.0
保管・その他量		0.0	0.0	0.0

◎鉱さい

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		38.7	31.5	27.2
再生利用量		27.3	22.2	19.2
中間処理による減量化量		—	—	—
最終処分量		11.4	9.3	8.0
保管・その他量		—	—	—

◎ばいじん

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		18.9	15.4	13.3
再生利用量		18.6	15.1	13.1
中間処理による減量化量		—	—	—
最終処分量		0.3	0.2	0.2
保管・その他量		0.0	0.0	0.0

◎その他の品目

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		312.2	254.2	219.5
再生利用量		277.0	225.5	194.7
中間処理による減量化量		29.8	24.3	21.0
最終処分量		5.2	4.3	3.7
保管・その他量		0.1	0.1	0.1

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。

表 3-3:産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

◎農業

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		449.0	365.5	315.5
再生利用量		107.8	87.8	75.8
中間処理による減量化量		341.1	277.7	239.7
最終処分量		0.0	0.0	0.0
保管・その他量		0.0	0.0	0.0

◎製造業

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		346.2	281.9	243.4
再生利用量		239.1	194.6	168.0
中間処理による減量化量		93.4	76.1	65.7
最終処分量		13.6	11.1	9.6
保管・その他量		0.1	0.1	0.1

◎電気・水道業

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		281.4	229.1	197.8
再生利用量		54.8	44.6	38.5
中間処理による減量化量		221.9	180.6	155.9
最終処分量		4.7	3.8	3.3
保管・その他量		0.0	0.0	0.0

◎建設業

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		194.0	157.9	136.4
再生利用量		179.9	146.5	126.5
中間処理による減量化量		3.5	2.8	2.4
最終処分量		10.6	8.6	7.4
保管・その他量		0.0	0.0	0.0

◎その他の業種

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度実績	令和7年度推計	令和12年度推計
排出量		62.0	50.5	43.6
再生利用量		39.9	32.5	28.1
中間処理による減量化量		20.7	16.8	14.5
最終処分量		1.4	1.2	1.0
保管・その他量		0.0	0.0	0.0

注:各数値は、端数処理しているため、合計が一致しない場合があります。



図 3-2:産業廃棄物の種類別将来排出量などの推移



図 3-3:産業廃棄物の業種別将来排出量などの推移

第1節 主な取組内容

平成28年3月に改訂した産業廃棄物処理基本計画では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つを基本方針として、次の掲げる内容に取り組みました。

1-1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進（基本施策1）

【主な具体的取組】

- 多量排出事業者への指導・助言
- 排出量の多い種類、業種を対象とした指導・助言
- 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

多量排出事業者の産業廃棄物の排出量は、本市の産業廃棄物の排出量全体の4割を占めており、「産業廃棄物の発生・排出抑制」における目標を達成するうえで、多量排出事業者の協力は不可欠となっていることから、平成23年度から多量排出事業者に対する立入件数を年間40件程度に増やし、適正処理に関する指導・助言に努めてきました。

また、排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類の排出量が全体の7割以上となっており、業種別でみると、農業、製造業、電気・水道業、建設業の排出量が全体の9割以上となっており、効率的な発生・排出量の削減を目指し、排出量の多い種類・業種を対象とした指導等を行ってきました。

他にも、公共工事に伴う建設廃棄物や公立病院からの医療廃棄物などの公共事業にかかる廃棄物の排出抑制を推進するとともに、公共事業におけるリサイクル材や再利用品の利用促進について取り組みを行ってきました。

主な取組の実績は以下のとおりです。

《多量排出事業者への立入件数》

- 平成29年度実績：47件
- 平成30年度実績：44件
- 令和元年度実績：32件

1-2 循環的利用の促進（基本施策2）

【主な具体的取組】

- 資源循環を目指した処理体制の確立
- 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進
- 静脈産業（産業廃棄物の再資源化などを担う産業）の育成

排出事業者・処理業者に対する再生利用に関する啓発・指導を充実させるため、事業所・産業廃棄物関連施設等への立入りを行い、産業廃棄物の排出状況に合わせた指導・助言、さらには再生利用に関する情報提供を行ってきました。

また、建設リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法の運用を徹底させるため、関係機関と合同でパトロール等を実施し、排出事業者などに対し、各種リサイクル法を遵守した適正処理を促してきました。

主な取組の実績は以下のとおりです。

《自動車リサイクル法関連施設への立入件数》

- 平成29年度実績：83件
- 平成30年度実績：98件
- 令和元年度実績：67件

《建設リサイクル法に係るパトロール件数》

- 平成29年度実績： 2件
- 平成30年度実績： 2件
- 令和元年度実績： 2件

1-3 適正処理、情報の公開・発信、処理体制の充実（基本施策3）

【主な具体的取組】

- 優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知
- 不適正事案への厳正な対応
- 市民に対する情報の公開・発信の推進
- 排出事業者・処理業者への指導・監視
- 産業廃棄物の処理に関する連携の強化

平成23年度より優良事業者の認定制度について周知を図り、優良事業者数の増加に努めてきました。また、不法投棄などへの取組では不適正事案管理機能システムにより、過去の記録を活用し不適正事案に迅速かつ効率的に対応できる体制の強化を図り、不適切行為者に対しては文書指導などの厳正な対応を行ってきました。

他にも、愛知県産業廃棄物協会・地元自治会・市が連携し、不法投棄多発箇所における不法投棄物の撤去を行うなど、円滑な産業廃棄物の処理体制の構築に取り組んできました。

主な取組の実績は以下のとおりです。

《優良認定事業者数》

- 令和2年3月31日現在：9事業者（のべ13件）

《不法投棄件数：産業廃棄物に係るもの》

- 平成29年度実績：20件
- 平成30年度実績：30件
- 令和元年度実績：32件

《不法投棄物の撤去》

- 令和元年12月1日（日） 豊橋市西赤沢地区

第2節 目標の達成状況

平成23年3月に策定し、28年3月に改訂した産業廃棄物処理基本計画では、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進の三つを基本方針として、次のように目標を設定しました。

目標（基準：平成25年度、目標：令和2年度）

I 排出量・最終処分率の削減（令和2年度において）

- ・排出量を平成25年度実績以下に抑制
- ・排出量に対して最終処分率を2%以下に削減

II 再生利用率の向上（令和2年度において）

- ・排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

III 適正処理に向けた情報の公開・発信の充実

- ・産業廃棄物、優良な処理事業者及び不適正処理事業者などに関する情報の公開・発信システムの充実

この目標についての達成状況を次に示します。

排出量に関する目標については、大幅に目標値を達成しましたが、最終処分率及び再生利用率に関する目標については、数量の改善はありましたが、算定の分母となる排出量の削減により、目標（率）は未達成となっています。

表 3-4: 平成30年度における目標の進捗状況

	平成25年度 実績(基準)	平成30年度 実績	令和2年度 (目標)	達成状況※
排出量	1,543.6千t	1,332.7千t	1,543.6千t	達成
最終処分率(最終処分量)	2.5% (39.0千t)	2.3% (30.3千t)	2.0% (30.9千t)	未達成
再生利用率(再生利用量)	44.9% (693.1千t)	46.6% (621.6千t)	49.0% (756.4千t)	未達成

※達成状況は平成30年度実績における評価

2-1 排出量・最終処分率の削減

<排出量>

【目標】 排出量を平成25年度実績以下に抑制

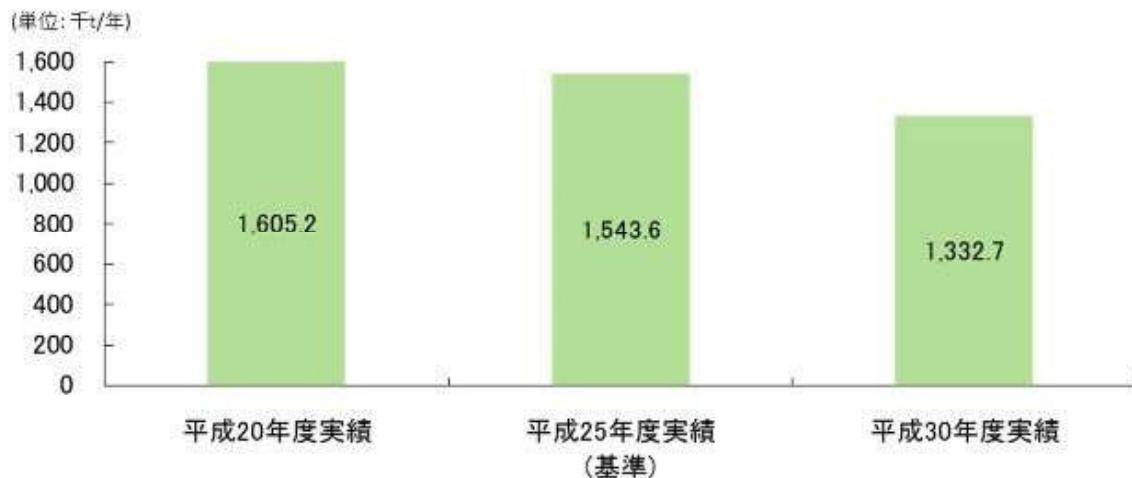


図 3-4: 産業廃棄物の排出量の推移

平成30年度における産業廃棄物の排出量は約 1,330,000 t で、基準年である平成 25 年度と比較し、約 210,000 t・約 14% 減量しました。

のことから、改訂した令和 2 年度目標は達成している状況にあります。

<最終処分率>

【目標】 排出量に対して最終処分率を 2% 以下に削減

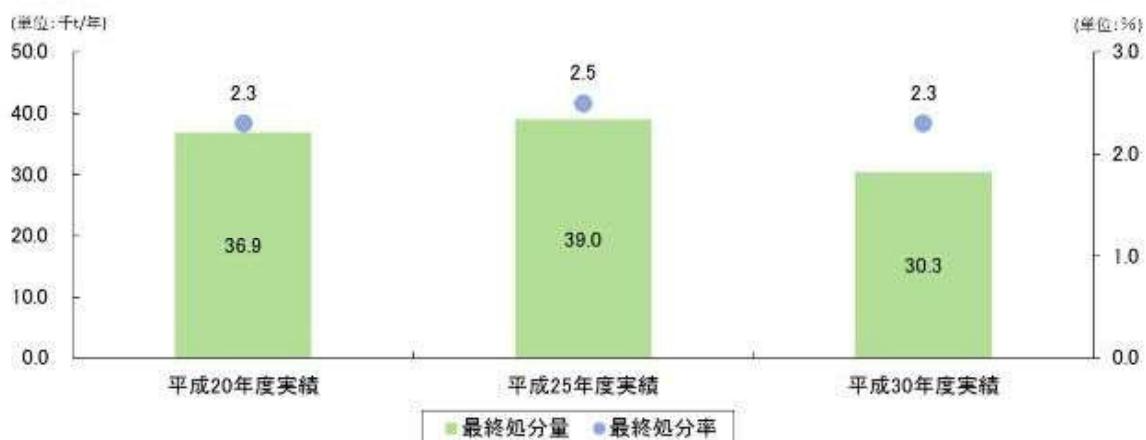


図 3-5: 産業廃棄物の最終処分量及び最終処分率の推移

平成30年度における産業廃棄物の最終処分量は30,300tで、基準年である平成25年度と比較し、約8,700tを削減することができました。

最終処分率については、算定の分母となる排出量の削減等の影響もあり、目標である2%を0.3ポイント上回る結果となり目標は達成できませんでした。

2-2 再生利用率の向上

【目標】 排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

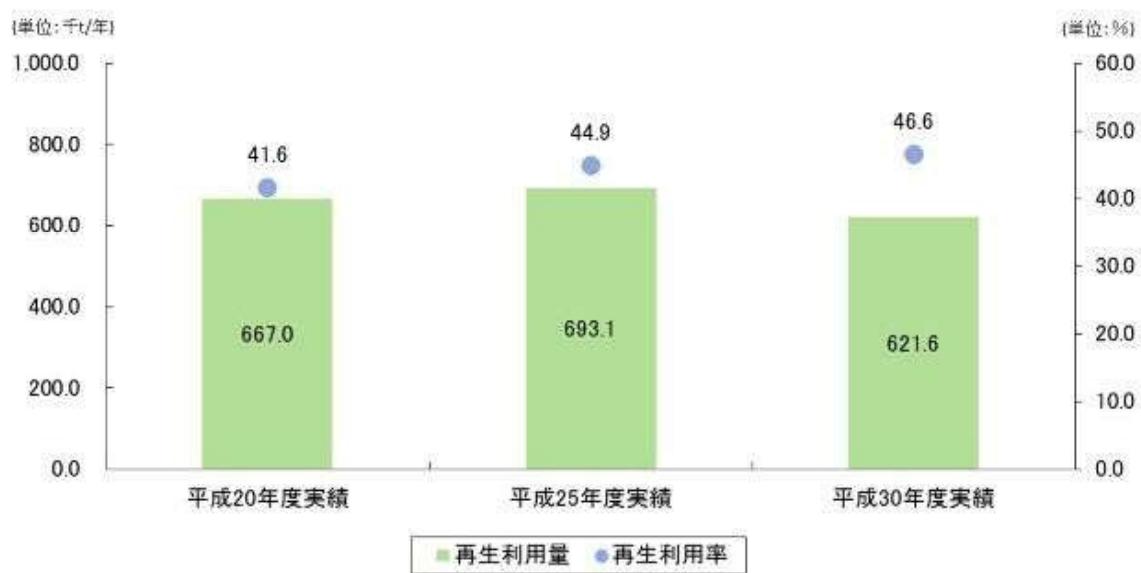


図3-6:産業廃棄物の再生利用量及び再生利用率の推移

平成30年度における産業廃棄物の再生利用量は約620,000tで、基準年である平成25年度と比較し、約70,000t減少しました。

再生利用率については、算定の分母となる排出量の削減等の影響もあり、再生利用率は1.7ポイントの増加となりましたが、目標値である49%以上に増加は達成できませんでした。

第3節 主な課題

・ 多量排出事業者に対する排出抑制に向けた指導・助言の強化

産業廃棄物の排出量の削減については、これまでの取り組みにより一定の効果がありました。しかし、最終処分量に係る目標達成のためには、更なる取り組みが必要な状況があります。今後も、最終処分量の削減に向け、産業廃棄物の全排出量の4割を占める多量排出事業者に向けた指導・助言を強化する必要があります。

・ 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

国連で採択された国が推進する持続可能な開発目標（SDGs）において「廃棄物の発生を減らす」がターゲットとされており、「廃棄物の発生を大幅に削減」をキーワードに積極的な取り組みが強く求められています。

・ 再生利用率の向上

がれき類、木くずなどの再資源化が定着し、再生利用率は増加しましたが、資源化量の中でも大きな割合を占める金属くずなど、分別の徹底により発生時点において、廃棄物ではなく有償物として取り扱われる量が大幅に増加し、今後は再生利用率が減少することが想定されます。しかしながら、更なるリサイクルの推進を図るために、排出事業者に対する指導・助言を充実させ、再生利用率の向上を目指す必要があります。

・ 適切なリサイクル体制の確立

リサイクルを推進するためには、産業廃棄物の処理体制を確保するだけではなく、再生利用品の使用先を確保するなど、市民・事業者・行政の三者による適正な役割分担と協動を図りながら、適切なリサイクル体制を確立する必要があります。

・ 適正処理の推進

産業廃棄物の排出量は減少傾向ですが、全国的に見ても最終処分場の残余容量はひっ迫した状況にあります。そのため、循環型社会形成推進基本法に定められた「発生抑制（Reduce リデュース）、再使用（Reuse リユース）、再生利用（Recycle リサイクル）」の基本原則（3R）に則り、資源循環が更に推進されるように、排出事業者に向けた適正な産業廃棄物の処理に関する情報提供などを積極的に進めていく必要があります。

- ・ **優良事業者の育成**

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、優良事業者の認定制度の周知及び支援を行うなど、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努める必要があります。

- ・ **不法投棄対策の強化**

不法投棄などの不適正処理は、周辺地域の生活環境保全上の支障や廃棄物処理に対する住民の不信感を生じさせることから、今後も監視・指導の徹底に努めるとともに、「不適正事案管理機能システム」を有効活用し、効率的且つ効果的な適正処理に向けた取り組みを進める必要があります。

- ・ **災害時における産業廃棄物の適正処理**

近年では、集中豪雨による記録的大雨により、事業所から大量の油が流出し、周辺環境に大きな被害を生ずる事案が発生しています。

このような災害時に、排出事業者及び処理業者において保管する産業廃棄物が飛散、流出し、周辺環境に悪影響を与えることがないよう、災害に対応した産業廃棄物の保管及び適正処理の体制を構築しておく必要があります。



ゴール 12 持続可能な生産消費形態を確保する
ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

出典：外務省ホームページ

図 3-7:持続可能な開発目標(SDGs)

第2章 基本方針と目標

第1節 基本方針

廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を構築するためには、排出事業者・処理業者・行政が適切な役割分担の下で、それぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

廃棄物の排出を抑制するためには、できる限り発生・排出を抑制し、次に環境負荷の軽減に配慮して可能な限り再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、そのうえで、最後に残ったものについて適正に最終処分（埋立処分）することが基本となります。

また、産業廃棄物の発生から最終処分完了までの一連の処理が、その産業廃棄物の性状に応じた適切な方法により行われるよう、適正処理を推進する必要があります。

さらに、事業者だけでなく市民に対しても産業廃棄物に関する情報を積極的に公開・発信し、不法投棄をはじめとする不適正処理の根絶を図る必要があります。

そこで、基本方針を次のとおり定めます。

＜基本方針＞

I 産業廃棄物の発生・排出抑制

II リサイクルの推進

III 適正処理の推進

基本方針Ⅰ：産業廃棄物の発生・排出抑制

3R の基本原則に則り、排出事業者・処理業者・行政が循環型社会の形成や環境負荷削減の意識を持って行動するとともに、市民も共通の認識を持つことで、生産・消費・処理の各方面から産業廃棄物の発生・排出を抑制します。

基本方針Ⅱ：リサイクルの推進

建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を推進するとともに、排出事業者・処理業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互の連携により、産業廃棄物のリサイクルの推進を目指します。

また、再生品の利用など、市民のリサイクルに関する自主的な取組が促進するよう、適切な普及啓発や情報提供を行います。

基本方針Ⅲ：適正処理の推進

排出事業者や処理業者に対する指導監督を徹底し、優良な排出事業者と処理業者の育成に努め、産業廃棄物の適正処理の推進を目指します。

第2節 目標

基本方針に基づき、次の3項目について目標を設定します。

- I 排出量
- II 再生利用率
- III 最終処分量

2-1 排出量

本市における、令和12年度の排出量の目標をつきのとおり定めます。

目標

排出量を平成30年度実績以下に抑制

表 3-5: 排出量の目標

(単位:千t/年)

区分	年度 平成30年度 実績(基準)	令和12年度 (目標)
排出量	1,332.7	1,332.7
平成30年度比	—	100.0%

注: ■部分は目標を示します。

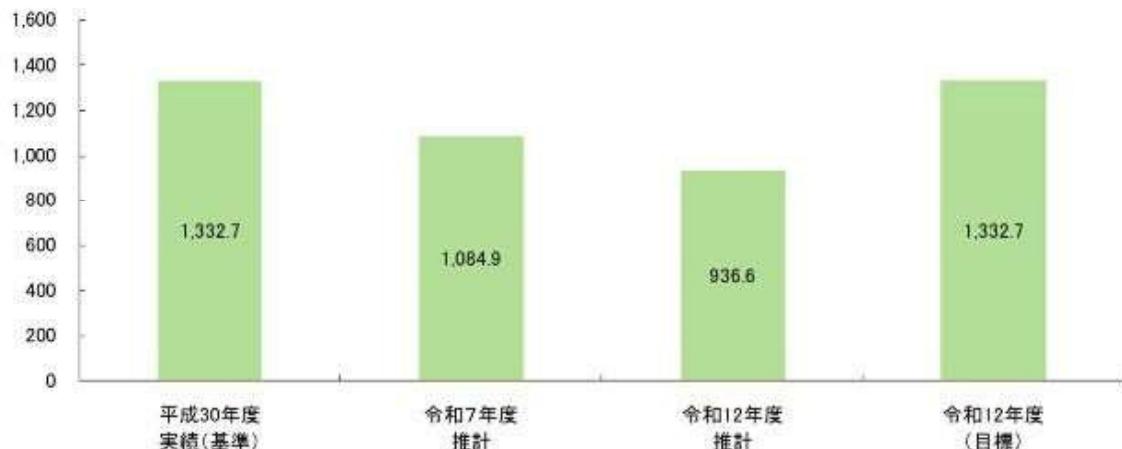


図 3-8: 排出量の目標

目標値設定の考え方

本市においては、産業廃棄物排出処理状況実態調査による排出量の推計では、排出量は今後も減少していくことが見込まれていますが、これまでに様々な取り組みが行われており、これまでどおりの排出抑制が困難となっていることや、市内において企業団地の立地予定があること、また、経済活動の活性化も想定されることから、産業廃棄物の排出量が増加する可能性もあります。

この考え方のもと、排出量を令和12年度において、平成30年度実績以下に抑制することを目標とします。

2-2 再生利用率

本市における、令和12年度の再生利用率の目標をつぎのとおり定めます。

目標

排出量に対して再生利用率を49%以上に増加

表 3-6: 再生利用率の目標

(単位: 千t/年)

区分	年度 平成30年度 実績(基準)	令和12年度 (目標)
再生利用量	621.6	653.0
再生利用率	46.6%	49.0%

注: 部分は目標を示します。

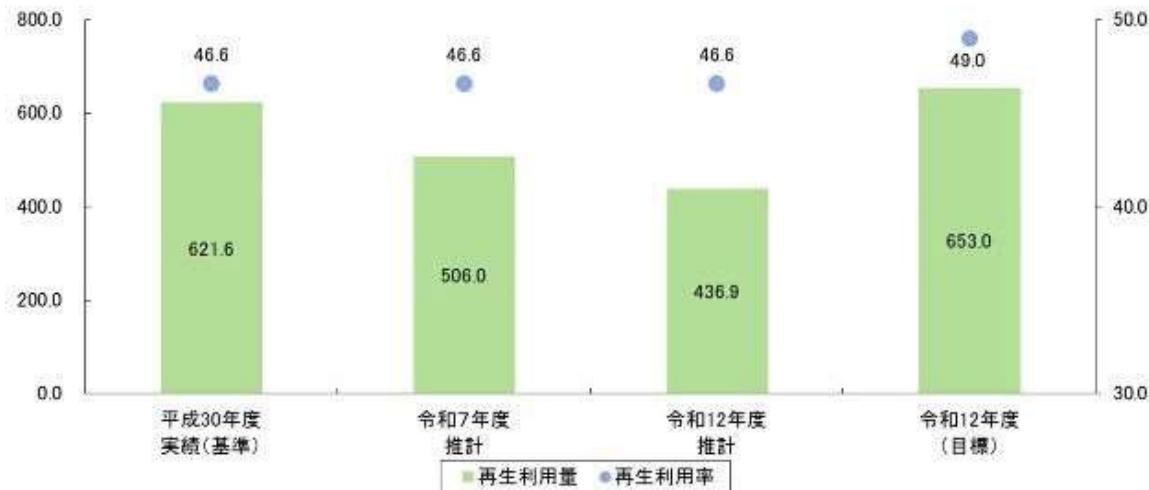


図 3-9: 再生利用率の目標

目標値設定の考え方

産業廃棄物を再生し、利用の促進を図ることは、循環型社会を形成する上で重要であり、積極的に取り組まなければならぬ事項となっています。産業廃棄物排出処理状況実態調査の推計によると、今後は排出量と再生利用量ともに減少していくことが予測されているため、再生利用率の向上は見込まれておりませんが、これまでの取り組みを強化し、継続していくことで、再生利用率の向上を目指します。

この考え方のもと、再生利用率を令和12年度において、平成30年度実績より2.4ポイント増加させた、49%以上にすることを目標とします。

2-3 最終処分量

本市における、令和12年度の最終処分量の目標をつきのとおり定めます。

目標

最終処分量を平成30年度実績に対して1%削減

表 3-7:最終処分量の目標

(単位:千t／年)

区分	年度	平成30年度 実績(基準)	令和12年度 (目標)
最終処分量		30.3	30.0
平成30年度比		—	▲1.0%

注: ■部分は目標を示します。

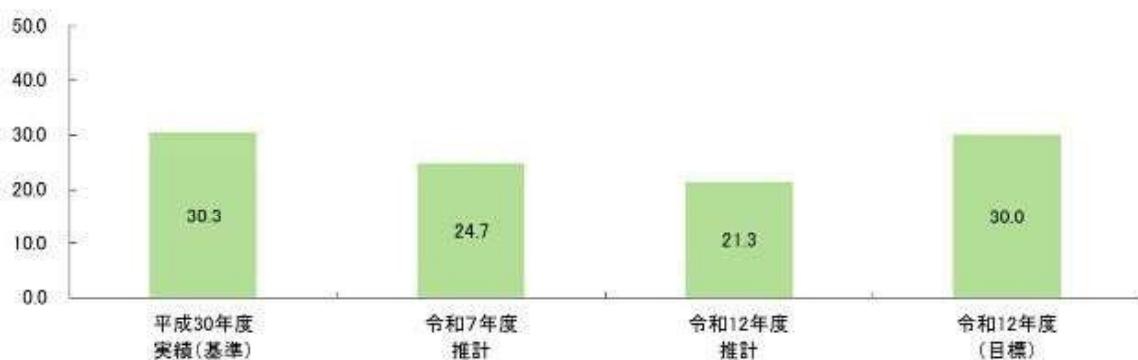


図 3-10:最終処分量の目標

目標値設定の考え方

廃棄物の最終処分量は減少傾向にあります。新規の最終処分場の建設が困難な現状があり、全国的に最終処分場の残余容量が減少している状況であるため、最終処分量の削減は重要な事項と考えられます。

したがって、産業廃棄物の最終処分に関する目標を維持し、今後も産業廃棄物の資源化及び減量化に努めるだけでなく、バイオマスなどの新たな再生利用法の導入、事業者及び処理業者に対する適正処理に関する情報提供・相談対応などの支援により、最終処分量の削減を目指します。

この考え方のもと、最終処分量を令和12年度において、平成30年度実績に対して1%削減することを目標とします。

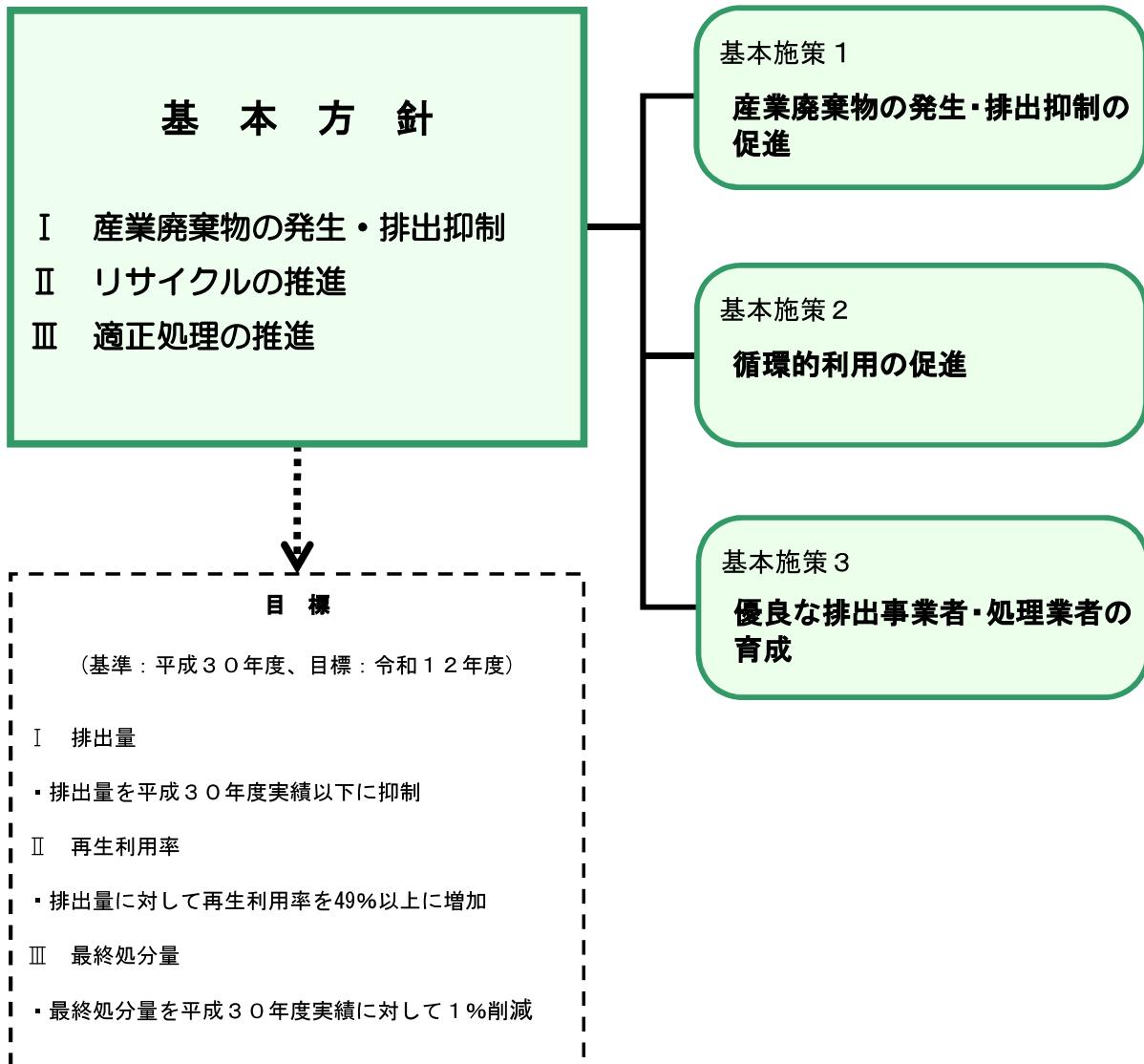
＜参考＞

国や県の計画目標を整理すると、以下に示すとおりです。

計画名	基準年度	目標年度	目標(現状に対して)	
廃棄物処理法に基づく 基本方針(国) ^{*1}	平成24年度	令和2年度	排出量	増加を約3%に抑制
			再生利用率	約56%に増加 (現状約55%)
			最終処分量	約1%削減
愛知県廃棄物処理計画	平成26年度	令和3年度	排出量	増加を約3%に抑制
			再生利用率	約74%に増加 (現状約70%)
			最終処分量	約7%削減

^{*1}:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月21日環境省告示第7号)

第3章 基本方針に基づく基本施策



基本施策1 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進

具体的取組

・ 多量排出事業者への指導・助言【重点取組】

多量排出事業者に対して、産業廃棄物の発生・排出抑制、減量、再使用、再生利用及び適正処理に向けた自主的な取り組みを促進するとともに、廃棄物処理法に基づく処理計画に沿った処理などの実施の指導・助言を行います。

・ 排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実

産業廃棄物は発生・排出抑制をすることが重要であり、そのうえで排出された産業廃棄物は、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用が行われるよう、最新の処理技術などの情報収集に努め、排出事業者に対し周知していきます。

基本施策2 循環的利用の促進

具体的取組

・ 資源循環を目指した処理体制・再生利用体制の確立【重点取組】

地球温暖化防止の観点からも、事業者自らが原料の入手、製造、出荷などの各製造段階において産業廃棄物の処理方法・再生利用の手法の導入を計画的に検討していく必要があります。

また、産業廃棄物の処理を委託する際には、排出事業者と処理業者との連携により、経済性、環境負荷などを考慮した総合的な見地から検討するよう啓発・指導に努めます。

・ 公共事業廃棄物の適正処理の推進

公共事業廃棄物としては、下水道汚泥や公共工事に伴う建設廃棄物、公立病院からの医療廃棄物などがあり、産業廃棄物の発生要因として大きな割合を占める一方、公共事業などはリサイクル材や再生品の受け入れ先としても重要な役割を担っています。そこで他の模範となるよう、廃棄物処理法や建設リサイクル法に基づき適正処理を徹底するとともに、再生資材の利用などを促します。

・ 各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進

排出事業者に対し、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などの各種リサイクル法を遵守した適正処理を指導し、産業廃棄物の発生・排出抑制や減量及びリサイクルを推進します。

・ 新たな再生利用手法の利用促進

下水処理場の消化ガスを利用した「豊橋市バイオマス利活用センター」の事例を参考に、動物のふん尿のメタンガス利用など、新たな産業廃棄物の再生利用手法の導入を促進するよう啓発に努めます。

・ 産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進

再使用、再生利用できない産業廃棄物については、焼却処理の際に熱回収し、できる限り効果的な利用を行うことが重要となります。そこで、新設または、増改築する焼却施設について、熱回収設備の導入を促進するよう啓発に努めます。

基本施策3 優良な排出事業者・処理業者の育成

具体的取組

・ 優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知【重点取組】

優良事業者の認定制度及びそのメリットを広く周知し、処理業者の認定取得を促進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努め、排出事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できる環境を整備します。

・ 不適正事案への厳正な対応

生活環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、産業廃棄物の処理基準に適合しない不適正事案に対しては、ホームページなどでの行為者の公表や警察への告発など厳格かつ適正な対応を図ります。

・ 地域と連携した不法投棄監視体制の強化【重点取組】

「清掃指導員制度」を活用し、不法投棄情報等の通報体制を確保することにより、不適正事案の情報収集や早期発見に努めます。

また、「不適正事案管理機能システム」の、過去の不法投棄情報を併せて活用することにより、不法投棄多発箇所に監視カメラを設置するなどの対策を講じることで、地域と連携した監視体制の強化を図ります。

・ 紛争予防条例の運用の徹底

事業者と市民の間で円滑な合意形成が図られるよう手続きを規定した、産業廃棄物処理施設の設置に関する「豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を厳格に運用します。

また、それらの計画に対する意見や事業者の見解、紛争予防条例の進捗状況などの情報市民に広く公開します。

・ 排出事業者・処理業者への指導・監視

適正処理の推進を図るため、関係法令の改正などがある場合には排出事業者・処理業者に対し情報提供を行うとともに、定期的な立入調査を実施し、指導・監視を適切に実施します。

- **産業廃棄物の処理に関する連携の強化**

環境保全への取り組みと地域経済の活性化を図る中で、排出事業者・処理業者・行政などの間で産業廃棄物に関する動向や課題を共有できる環境を整備することにより、産業廃棄物の適正処理に向けた連携の強化を図ります。

- **電子マニフェストの利用促進 ≪ 新規 / 重点取組 ≫**

産業廃棄物の適正処理を推進するため、インターネットを利用した産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）の管理制度について周知するとともに、本市においても電子マニフェストが利用できるよう、新たな体制の構築に取り組みます。

- **PCB 廃棄物の期限内処理に向けた啓発【重点取組】**

PCB 廃棄物の処分については、PCB 特別措置法が施行され、高濃度 PCB 廃棄物は令和3年3月末日（安定器及び汚染物等）・令和4年3月末日（変圧器・コンデンサー等）低濃度 PCB 廃棄物は令和9年3月末日までに処理を完了することになったことを受け、市内の使用又は保管事業者の把握を行い、当該事業者への期限内処理を行うよう促します。

- **水銀廃棄物の適正な処理の推進 < 新規 >**

環境省の「水銀廃棄物ガイドライン」に基づき適正な処理が図られるよう排出者に向けた情報発信を行います。

- **災害時における産業廃棄物の適正処理【重点取組】**

災害による保管中の産業廃棄物や特別管理産業廃棄物などの飛散、流出を未然に防ぎ適正処理を推進するため、排出事業者・処理業者に対し、災害時を想定した保管並びに緊急時の対策についての検討を促します。

また、将来的に発生することが予想されている南海トラフ地震等の大規模災害における災害廃棄物の取扱いについて、排出事業者・処理業者があらかじめ業務継続計画を策定するよう促します。

第4章 関係者の主な役割

循環型社会の構築に向けては、排出事業者、処理業者、市民、市のそれぞれが役割を果たし、相互に連携して産業廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルの推進並びに適正処理に取り組む必要があります。

そこで、関係者の主な役割を次のとおり定めます。

1-1 排出事業者の役割

- ① 排出量・最終処分量の削減を図り、再生利用に向けた取り組みに努めます。
- ② 発生・排出抑制、リサイクルを推進し、ゼロ・エミッションを目指します。
- ③ 産業廃棄物となった後まで一定の責任を負う拡大生産者責任の考え方を取り入れ、再生品などの環境安全性を確認する再生資源活用審査制度を積極的に活用します。
- ④ 建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法などを遵守します。
- ⑤ 処理を委託する場合には、委託先の産業廃棄物処理施設の確認をするだけでなく、最終処分がされるまで、排出者としての責任をもって処理状況の確認に努めます。
- ⑥ 定期的に事業内容を見直し、削減目標の達成に努めます。
- ⑦ ISO14001 等の取得・電子マニフェストの利用に努めます。
- ⑧ 産業廃棄物の共同処理など、新たな事業展開に向けた情報収集、情報発信に努めます。

1-2 処理業者の役割

- ① 環境負荷の低減に努めます。
- ② 産業廃棄物の収集運搬や処理にあたっては、廃棄物処理法をはじめ関係法令を遵守します。
- ③ リサイクル処理施設の整備に努め、産業廃棄物の再生利用を進めます。
- ④ 紛争予防条例に従って周辺環境及び関係住民に十分な配慮を行います。
- ⑤ 優良事業者の認定制度の活用を目指します。
- ⑥ 施設や維持管理情報を公開するなど、排出事業者や市民の理解と信頼を得るよう心がけます。
- ⑦ 産業廃棄物の処理施設が技術上の基準を満たしているか、一定期間ごとに検査を受け、産業廃棄物の適正処理に努めます。

- ⑧ 新たな再生利用・減量化技術などの開発・導入を進めます。
- ⑨ 新たに建設または増改築する産業廃棄物処理施設（焼却施設）については、熱回収設備の導入を促進するよう努めます。

1-3 市民の役割

- ① 不法投棄などを発見した場合には、行政などへ情報を提供し、不適正な処理を許さない社会づくりに貢献します。
- ② グリーン購入を行い、再生品や環境調和型製品の利用に努めます。
- ③ 家屋の解体工事や自動車の廃車などにあたっては、処理やリサイクルのための適正費用を負担します。
- ④ 産業廃棄物に関する正しい知識や正確な情報の取得に努めます。

1-4 市の役割

- ① 環境への負荷を低減するため、地域性や産業廃棄物の特性を考慮し、産業廃棄物の排出量の削減・リサイクル推進に、積極的に取り組みを行い、目標の達成に努めます。
- ② 定期的に本計画の進捗状況を把握し、継続的に改善に努めます。
- ③ 他の排出事業者の模範となるよう産業廃棄物を適正に処理します。また、電子マニフェストの利用促進に取り組みます。
- ④ 不適正処理防止のため、監視、指導を強化し、早期発見、早期対応に努めます。
- ⑤ 産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者に対し、それぞれの実情にあわせた取り組みが行えるよう指導・助言を行います。
- ⑥ ホームページや広報誌を活用するなど、さらに見やすく理解しやすい産業廃棄物に関する情報提供を行います。
- ⑦ 紛争予防条例に基づき、産業廃棄物処理施設の設置に関し、周辺環境への配慮、周辺住民への情報公開について設置事業者に対し適正な指導を行います。
- ⑧ グリーン購入を行い、再生品や環境調和型製品の利用に努めます。
- ⑨ 産業廃棄物の適正処理について、事業者、大学、試験・研究機関、市民などとの連携を強化します。

第5章 事業計画

基本方針	基本施策	具体的取組	スケジュール	
			前期	後期
I. 産業廃棄物の発生・排出抑制	1. 産業廃棄物の発生・排出抑制の促進	多量排出事業者への指導・助言	●	●
		排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実	○	○
		資源循環を目指した処理体制・再生利用体制の確立	●	●
		公共事業廃棄物の適正処理の推進	○	○
		各種リサイクル法などに基づく適正処理の推進	○	○
		新たな再生利用手法の利用促進	○	○
	2. 循環的利用の促進	産業廃棄物焼却施設における熱回収の促進	○	○
		優良な処理業者の育成及び優良事業者の認定制度の周知	●	●
		不適正事案への厳正な対応	○	○
		地域と連携した不法投棄監視体制の強化	●	●
		紛争予防条例の運用の徹底	○	○
		排出事業者・処理業者への指導・監視	○	○
		産業廃棄物の処理に関する連携の強化	○	○
		電子マニフェストの利用促進 <新規>	●	●
		PCB廃棄物の期限内処理に向けた啓発	●	●
II. リサイクルの推進		水銀廃棄物の適正な処理の推進 <新規>	○	○
		災害時における産業廃棄物の適正処理	●	●
III. 適正処理の推進	3. 優良な排出事業者・処理業者の育成			

注: ●は重点取組を示します。